令和６年12月23日　パブリックコメント用資料

箕輪町こども計画

（案）

令和６年12月

目次

はじめに 1

1 計画の背景 1

2 計画の位置づけ 2

3 計画の期間 3

4 計画の対象 3

第 1 章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況 4

1 人口 4

2 出生率 6

3 婚姻率・離婚率 7

4 ひとり親家庭の状況 8

5 児童虐待認定件数 9

6 児童にかかる障がい福祉サービス等の利用状況 10

7 保護者の就労状況 11

第2章 アンケート調査及びヒアリング調査 12

1 アンケート調査結果 12

（1）こども・若者に関する結果 13

（2）子育て家庭に関する結果 22

2 ヒアリング調査結果 26

（1）こどもに関する結果 26

（2）保護者に関する結果 28

第3章 現状と課題のまとめ 29

第4章 基本理念と基本目標 30

1 基本理念 30

2 施策の体系 31

3 基本目標 32

第5章 こども・若者・子育て当事者に関する施策 34

1 ライフステージを通じた取組 34

（1）こども・若者の権利への理解促進 34

（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 34
（3）切れ目のない保健医療福祉教育の支援体制 36
（4）こどもの貧困対策 36
（5）障がい児・医療的ケア児等への支援 37
（6）児童虐待防止対策 38
（7）ヤングケアラー※への支援 39
（8）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 39
（9）多文化共生社会の実現 41
2 ライフステージごとの取組 42
（1）妊娠期から乳幼児期への支援 42
（2）学童期・思春期への支援 43
（3）青年期への支援 44
3 子育て当事者に対しての取組 46
（1）子育てや教育に係る経済的負担の軽減 46
（2）共働き・共育ての推進 46
（3）ひとり親家庭への支援 47
（4）地域子育て支援体制 48

第6章 こどもまんなかまちづくりに向けて 49
1 こども・若者の意見聴取と反映 49
2 こども・若者の居場所づくり 50
3 庁内の連携体制の構築 51
4 個人・地域・さまざまな主体の取組や連携 51
（1）個人での取組の方向性 51
（2）地域での取組の方向性 52

第7章 第 3 期子ども・子育て支援事業計画 53
1 箕輪町子ども・子育て支援事業計画における事業体系 53
（1）幼児期の教育・保育の提供 53
（2）地域子ども・子育て支援事業の推進 53
2 教育保育事業 54
（1）1 号認定（3 歳以上で幼児教育を希望） 54
（2）2 号認定（3 歳以上で保育が必要） 54
（3）3 号認定（3 歳未満で保育が必要） 55
（4）教育・保育の提供体制 56
3 地域子ども・子育て支援事業 57
（1）利用者支援事業 57

（2）地域子育て支援拠点事業 59
（3）乳児家庭全戸訪問事業 60
（4）養育支援訪問事業 61
（5）子どもを守る地域ネットワーク※機能強化事業 62
（6）子育て短期支援事業 63
（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業） 64
（8）一時預かり事業 65
（9）延長保育事業 66
（10）病児保育事業 67
（11）放課後児童健全育成事業 68
（12）産後ケア事業 69
（13）子育て世帯訪問支援事業 70
（14）児童育成支援拠点事業 71
（15）親子関係形成支援事業 72
（16）乳児等通園支援事業（令和 7 年度限り） 73

第8章 計画の推進・管理 74
1 計画の推進体制 74
2 計画の進捗管理 75

用語解説 76

語句の後ろに※印の付いているものは、巻末に用語解説があります。

はじめに

1 計画の背景

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、労働人口の減少や社会保障負担の増加等、社会に影響を与える課題が深刻化しています。厚生労働省の人口動態統計調査によると、令和 5 年（2023 年）の国の合計特殊出生率※は昭和 22 年（1947 年）に統計開始以来最低の 1.20 となり、出生数も過去最少の 727,277 人となりました。少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由等、様々な要因が複雑に絡み合っているとされています。少子化を子育て当事者だけの問題にするのではなく、経済社会に影響を与える課題であることを社会全体で認識する必要があります。

また、社会全体の状況として、多くのこども・若者が不安を抱え、地域のつながりの希薄化により孤独・孤立感が高まる中で、自殺や児童虐待、ひきこもり、不登校の増加等、こども・若者が置かれている環境は深刻さを増しており、こども・若者のウェルビーイング※の向上を図ることが求められています。

国においては、こうした子育てやこども・若者に関わる社会状況を受けて、令和 5 年（2023 年）4 月に「こども基本法※」が施行されました。さらには、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく 3 つの大綱を 1 つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱※」が策定されました。

箕輪町においても、令和 2 年度（2020 年度）に「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「第 2 期箕輪町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して出産し、子育てしやすい環境を整えることで子どもを産む人の希望が叶うまちづくり」を基本理念として、「幼児期の保育・教育の提供」や「地域子ども・子育て支援事業の推進」等の事業を推進してきました。

また、令和 6 年（2024 年）4 月に「箕輪町こども・子育て応援条例」を施行し、こどもの成長を妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目なく支援し、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる社会づくりを進めていくこととしています。

こども基本法第 5 条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第 10 条では、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。以上を踏まえて、箕輪町では、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画期間とする「箕輪町こども計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

また、市町村こども計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することができるとされており、令和 6 年度（2024 年度）に「第 2 期箕輪町子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、本計画では「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定することとします。

本計画を推進することで、より一層、行政、地域住民、関係団体等が相互に連携しながら、こどもまんなか社会※を実現していくことを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「箕輪町第 5 次振興計画」を上位計画とし、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担うこども・若者を社会全体で支えるための計画として位置付けます。

また、本計画は、「第 3 期箕輪町子ども・子育て支援事業計画」を内包しており、「第 4 期総合福祉計画」、「まち・ひと・しごと総合戦略」、「箕輪町健康増進計画」等、関連分野の個別計画や県の関連計画との整合性を図るものとします。

【上位計画】
・箕輪町第 5 次振興計画

方向性

箕輪町こども計画
※第 3 期箕輪町子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定

整合
・参照

【関連法令・計画等】
■国
・こども基本法※
・こども大綱※
・少子化対策社会基本法
・子ども・若者育成支援推進法
・子どもの貧困対策の推進に関する法律
・子ども・子育て支援法
・次世代育成支援対策推進法
■県
・長野県子ども・若者支援総合計画
■町
・箕輪町こども・子育て応援条例
・犯罪被害者等支援条例（R7 施行予定）
・安全安心なまちづくり条例（R7 施行予定）

整合

【関連計画】
・第 4 期総合福祉計画
・まち・ひと・しごと総合戦略
・箕輪町健康増進計画
・箕輪町第 3 次食育推進計画
・第 2 次箕輪町自殺対策計画
・第 2 次箕輪町男女共同参画計画
・安全安心なまちづくり推進計画（R7 以降予定）
・多文化共生のまちづくり推進計画（R7 以降予定）

【教育に係る計画】
・箕輪町教育大綱
・箕輪町教育行政の基本方針

3 計画の期間

令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 5 年間とします。なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行います。

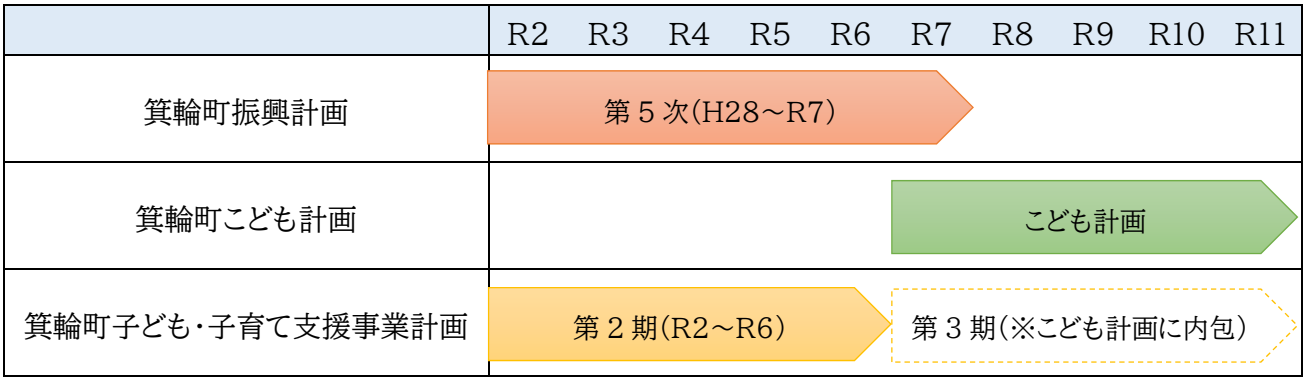

4 計画の対象

箕輪町内に在住、在学、在勤する全てのこども・若者とすべての子育て当事者を対象とします。なお、対象となる「こども・若者」の範囲は、0 歳から 40 歳未満とします。

こども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、「若者」の定義について、思春期(中学生年代からおおむね 18 歳まで)・青年期(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象とする)とされていますが、本計画では関連計画との整合性の観点から 40 歳未満を「若者」として定義します。

第1章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 人口

箕輪町の人口は、平成 17 年(2005 年)までは増加し 26,276 人となりました。しかし、その後減少傾向が続いており、令和 2 年(2020 年)においては 24,989 人と 1,287 人の減少となっています。

年齢 3 区分別にみると、65 歳以上の高齢人口は一貫して増加しており、0～14 歳の年少人口は減少が続いています。また、15～64 歳の生産年齢人口も平成 17 年(2005 年)を境に減少傾向にあり、少子高齢化が進展しています。

一方、平成 17 年(2005 年)を境に人口が減少してきている中、世帯数は平成 2 年(1990 年)以降増加傾向が続いています。一世帯当たりの人員は平成 2 年(1990 年)に 3.60 人だったのが、令和 2 年(2020 年)には 2.63 人と核家族化の進展がうかがえます。

また、箕輪町における将来推計人口を見ると、引き続き人口の減少と高齢化の進展が見込まれています。令和 32 年(2050 年)には 19,588 人と、令和 2 年(2020 年)に比べ約 21.6%減少する見込みです。

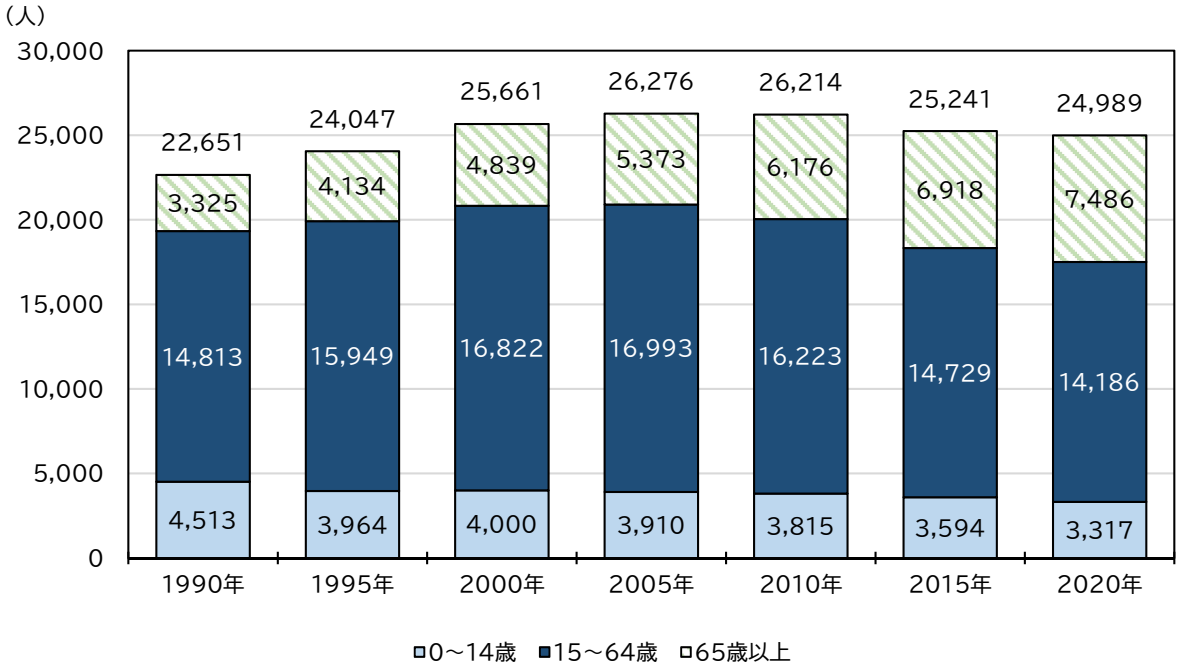

図 1-1 人口の推移

資料:国勢調査

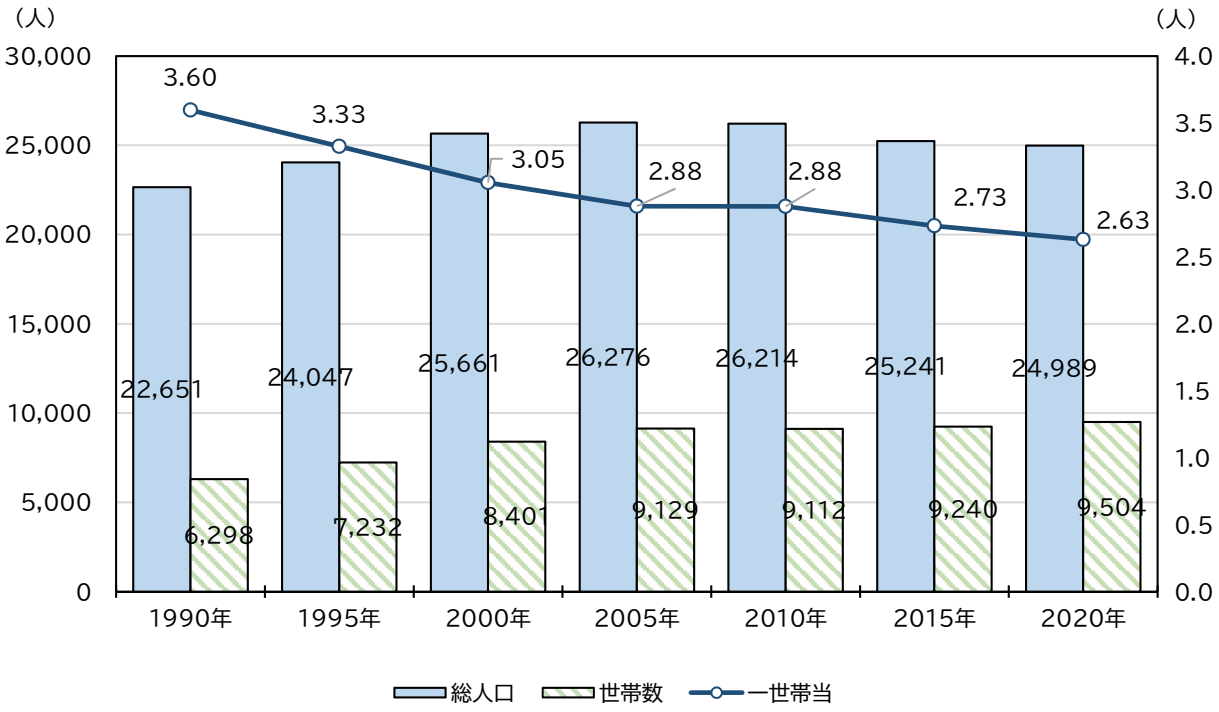

図 1-2 人口と世帯数の推移

資料：国勢調査

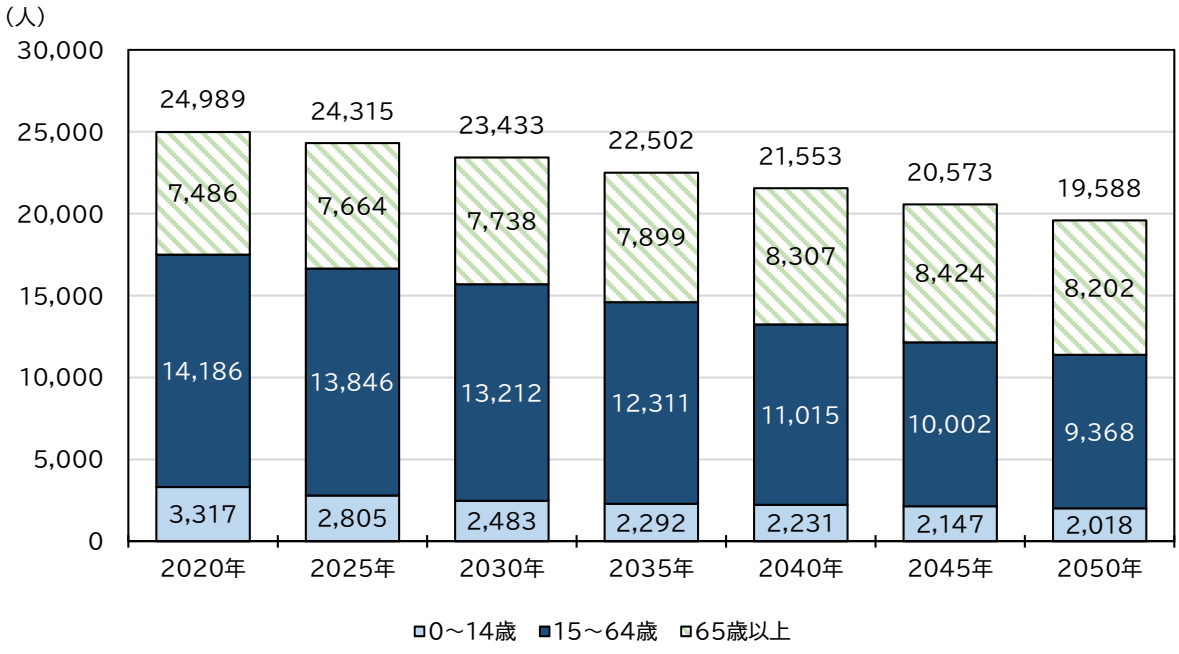

図 1-3 将来推計人口

資料：「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別将来推計人口-『日本の地域別将来推計人口』（令和 5（2023）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

2 出生率

箕輪町における合計特殊出生率※は、年によっての増減があるものの概ね減少傾向にあります。平成20年(2008年)から平成24年(2012年)においては長野県平均を下回ったものの、その他の期間においては全国平均、長野県平均ともに上回っています。しかし、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準(人口置換水準)はおおむね 2.07 とされていますが、全国的に見ても低下してきており、高齢化と併せて全国的な課題となっています。

また、箕輪町における出生数は減少傾向となっており、死亡数の増加に伴い自然減少が続いています。

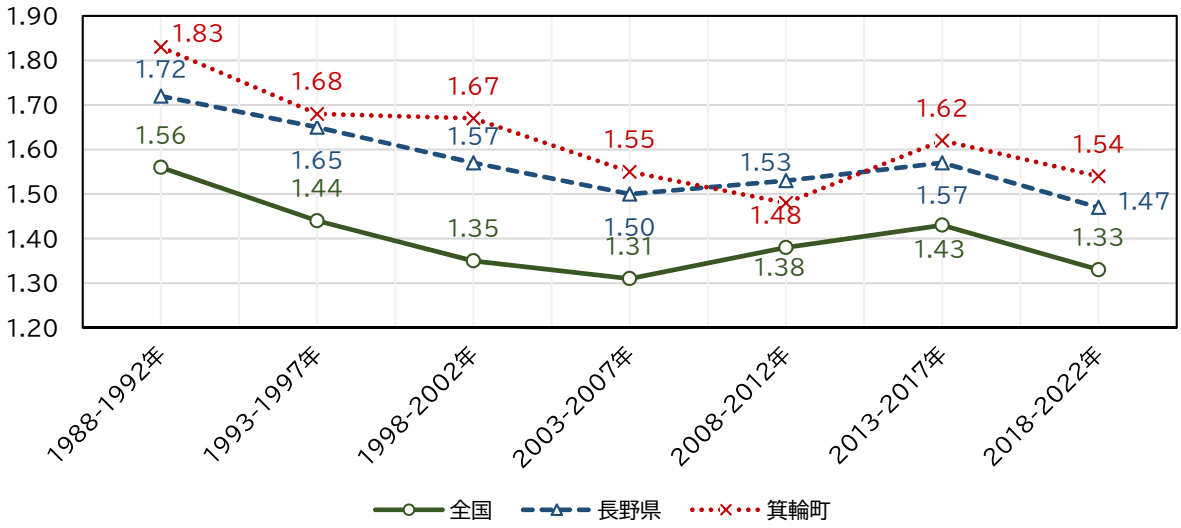

図 1-4 合計特殊出生率(ベイス推計)の推移

※数値が不安定となるところもあることから、地域間等の比較ができるようにするため、小地域の指標の推定に有効なベイズ統計学の手法(ベイズ推定)を用いて安定化を図っている。

資料:人口動態保健所・市区町村別統計

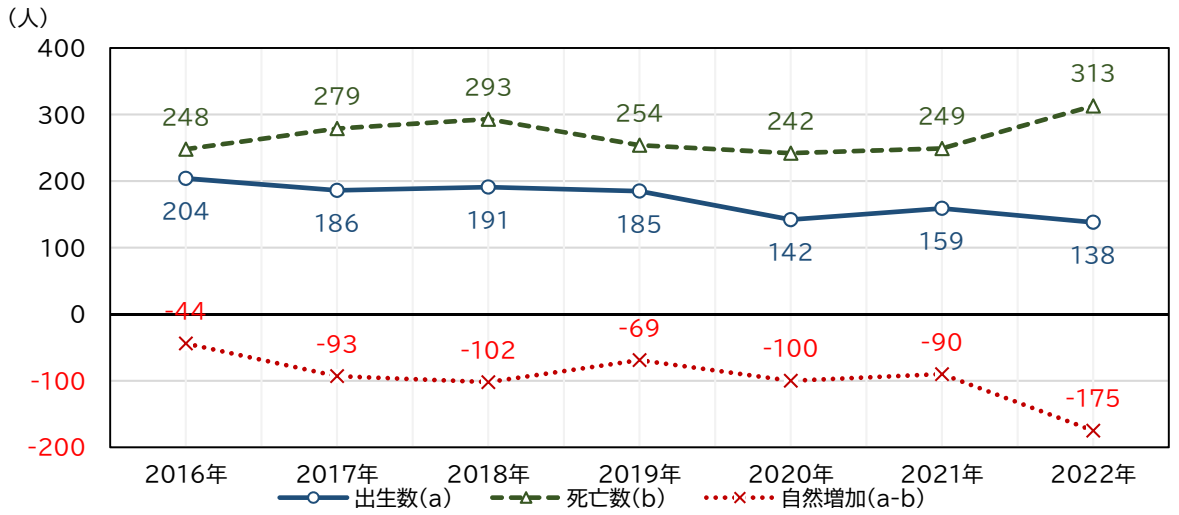

図 1-5 自然動態の推移

資料:住民基本台帳年報

3 婚姻率・離婚率

箕輪町における婚姻率を見てみると、おおむね全国平均と近い割合で推移しています。また、平成 10 年(1998 年)から平成 29 年(2017 年)においては長野県平均を上回っていましたが、平成 30 年(2018 年)から令和 4 年(2022 年)では下回る結果となりました。全国、長野県、箕輪町ともに全体的には減少傾向となっています。

離婚率においては、年によってばらつきはありますが概ね減少傾向にあります。

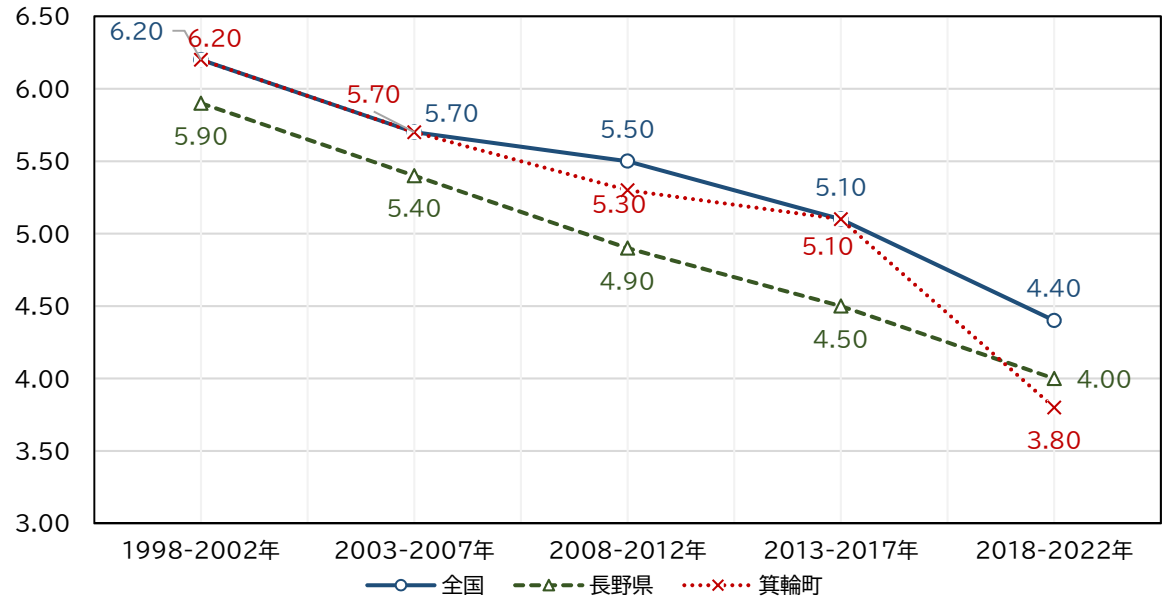

図 1-6 婚姻率(人口千対)の推移

資料:人口動態保健所・市区町村別統計

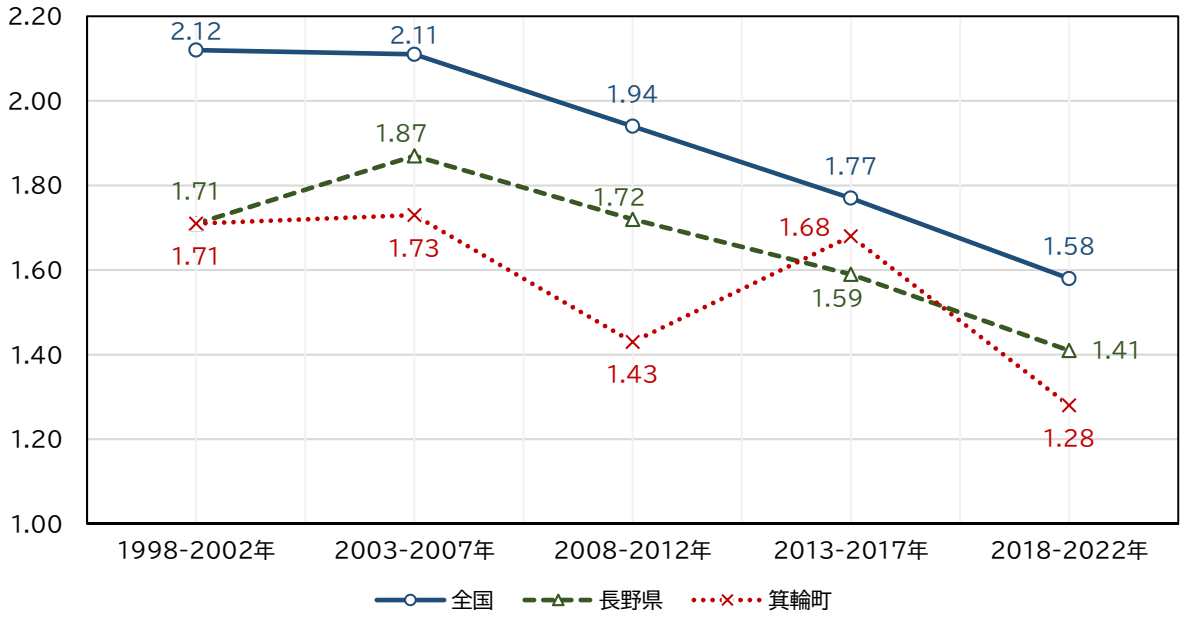

図 1-7 離婚率(人口千対)の推移

資料:人口動態保健所・市区町村別統計

4 ひとり親家庭の状況

箕輪町のひとり親家庭の状況は、平成 12 年(2000 年)から平成 17 年(2005 年)にかけて大幅に増加しましたが、以降は減少傾向にあります。母子世帯と父子世帯を別々に見ると、母子世帯は減少していますが、父子世帯は増加となっています。

また、ひとり親の方からの福祉課窓口への相談は、年によって差がありますが、過去 4 年では平均 30.5 件でした。

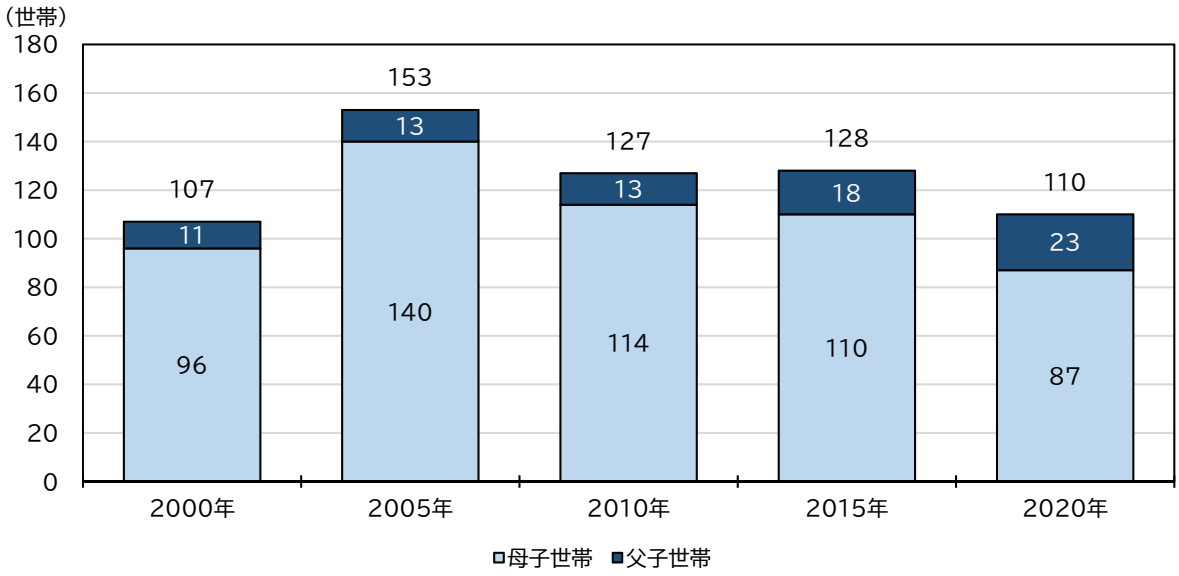

図 1-8 ひとり親家庭の推移

資料:国勢調査

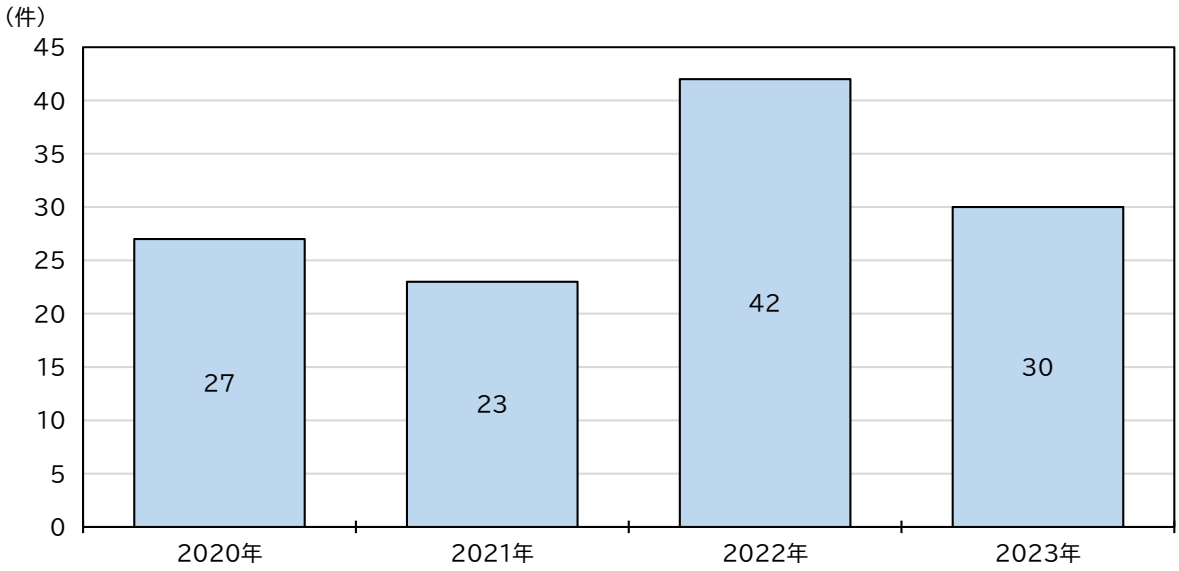

図 1-9 ひとり親からの相談件数の推移

資料:福祉課

5 児童虐待認定件数

箕輪町における児童虐待認定件数は、年度によってばらつきはありますが、「心理的虐待（DV）※」が多くなっています。近年では「身体的虐待※」の認定件数が増えてきています。

また、虐待通告件数は、令和 3 年度（2021 年度）は 47 件、令和 4 年度（2022 年度）は 42 件、令和 5 年度（2023 年度）は 37 件でした。

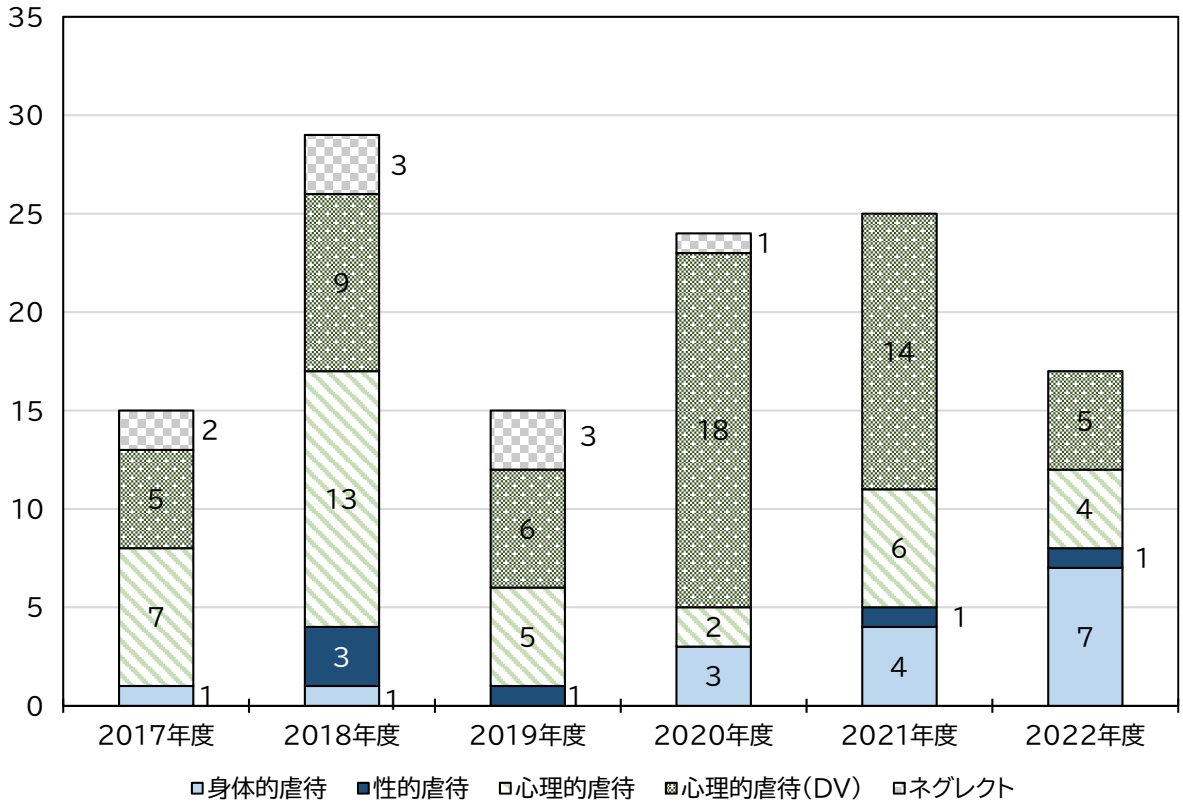

図 1-10 児童虐待認定件数の推移

資料：こども未来課

表 1-1 虐待通告件数

虐待通告件数	
2021 年度	47 件
2022 年度	42 件
2023 年度	37 件

資料：こども未来課

6 児童にかかる障がい福祉サービス等の利用状況

児童にかかる障がい福祉サービス等の利用状況を見てみると、児童にかかる下記の項目において利用実人数が増加しています。また、利用実人数の増加に伴い、給付費も増えています。

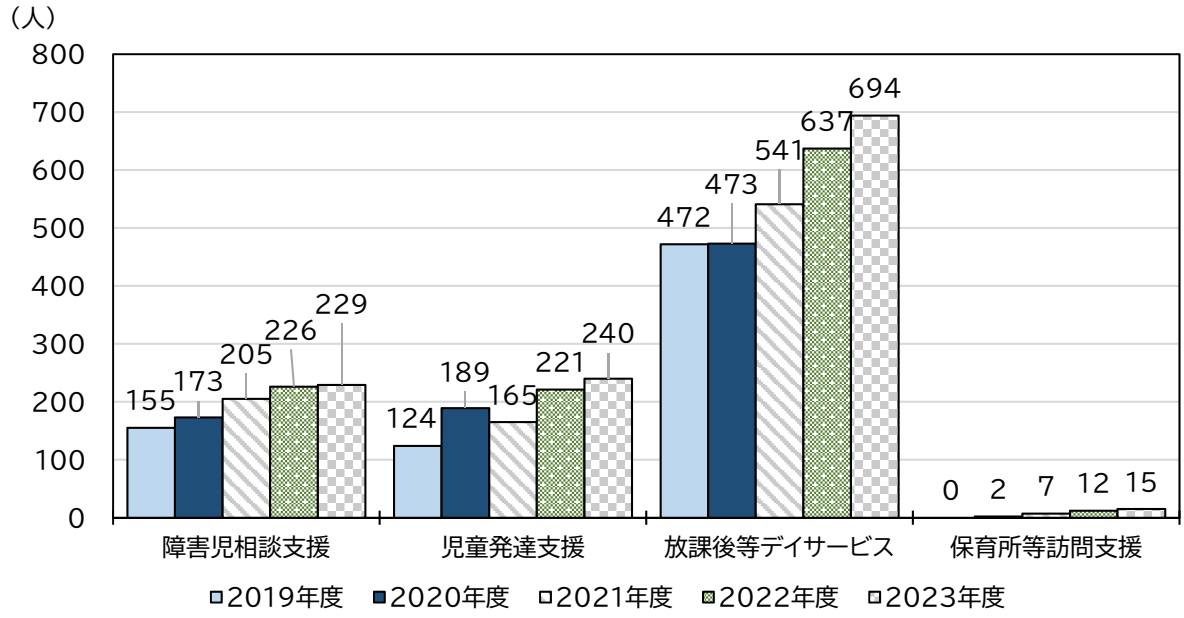

図 1-11 児童福祉サービスの利用実人数

資料：福祉課

表 1-2 給付費の推移

単位：千円

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
障害児相談支援	1,986	2,691	3,570	3,923	4,051
児童発達支援	15,121	14,692	20,732	25,664	24,476
放課後等デイサービス	28,539	37,501	46,392	57,831	65,467
保育所等訪問支援	0	35	271	418	329

7 保護者の就労状況

保護者の就労状況の推移を見てみると、「男親のみ就業」の割合が低下しており、「共働き」の割合が増加しています。近年では、男性だけが働くのではなく、女性も働く共働きの世帯が増加してきています。

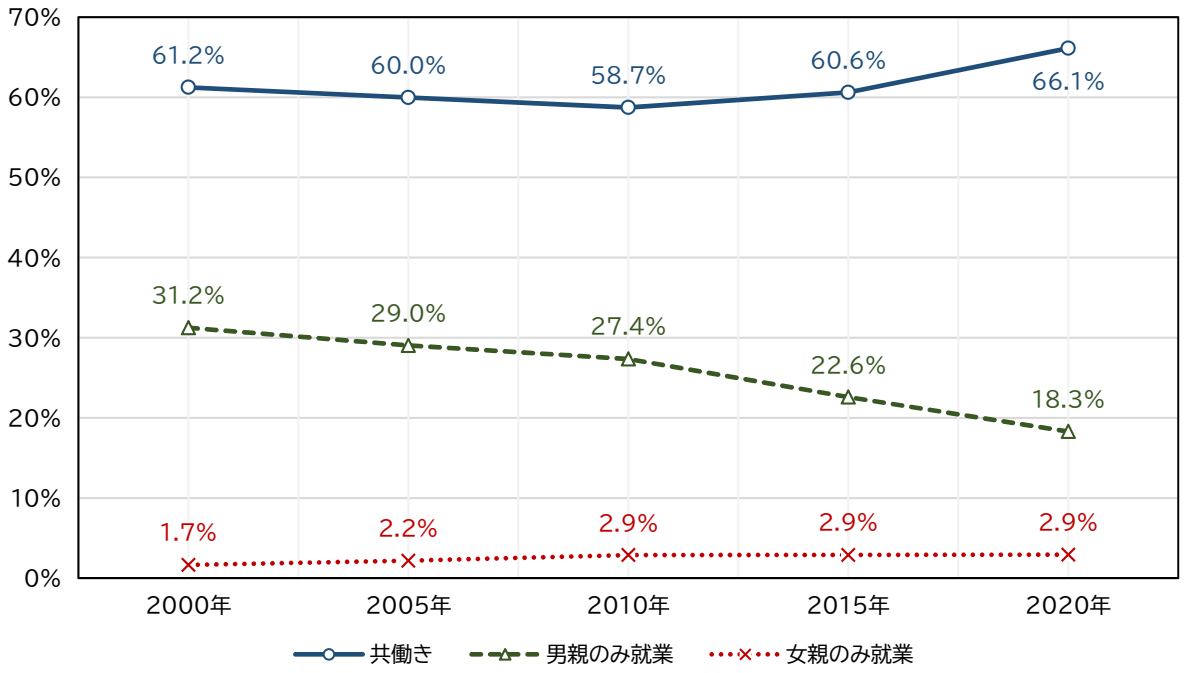

図 1-12 保護者の就労状況の推移

資料：国勢調査

第2章 アンケート調査及びヒアリング調査

こども基本法※において、こども計画策定にあたり、こども等の意見を聴取し、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするとされています。また、こども大綱※においても、意見聴取の意義が示されているところです。

そのため、こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要とされています。

箕輪町では、こども計画策定にあたり、各種アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

1 アンケート調査結果

こども・若者アンケート	**【対象者】** ① 町内小学校に通う小学 6 年生 ② 町内中学校に通う中学 2 年生 ③ 町内在住の高校 2 年生相当の方（平成 19 年 4 月 2 日～平成 20 年 4 月 1 日生まれ） ④ 町内在住の 19 歳から 30 歳の方（無作為抽出） **【実施方法】** 対象者①②：回答フォームを作成し、児童生徒の個別情報端末から回答 対象者③④：個別に通知を発送し、Web フォームにて回答 **【実施時期】** 対象者①②：夏休み前までに各校で実施 対象者③④：令和 6 年（2024 年）6 月 25 日から 7 月 8 日 **【回答状況】** 対象者①：対象者数 171、回答数 163、回答率 95.3% 対象者②：対象者数 238、回答数 195、回答率 81.9% 対象者③：対象者数 249、回答数 31、回答率 12.4% 対象者④：対象者数 1,500、回答数 220、回答率 14.7%
その他参考アンケート	・各区の取組状況に関するアンケート ・箕輪町商工会会員へのアンケート ・「箕輪町こども条例（仮称）」の制定に向けたこどもに対するアンケート ・「箕輪町こども条例（仮称）」の制定に向けた子育て家庭に対するアンケート ・第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込み調査アンケート

(1) こども・若者に関する結果

■ 自己肯定感

「今の自分に満足しているか」という質問に対して、どの年代でも約６割の方が「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」と回答しました。「あてはまる」と回答した方の割合は、小学生が最も高くなっています。

また、男女別に見てみると、どの年代でも男性に比べ女性の方が満足している割合が低くなっています。

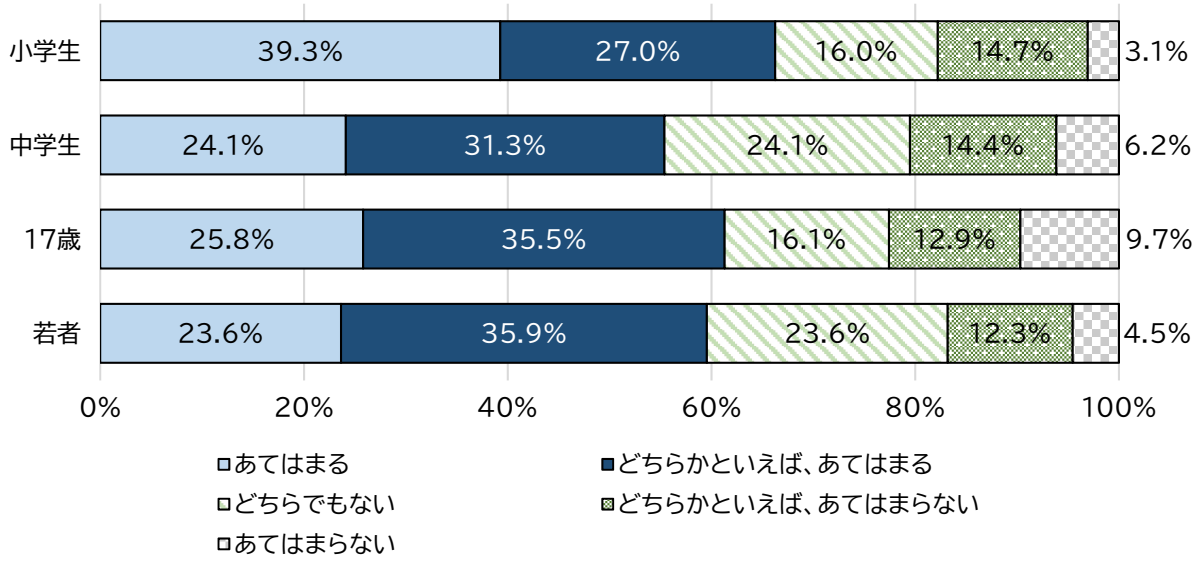

図 2-1 今の自分に満足している割合

資料：こども・若者アンケート

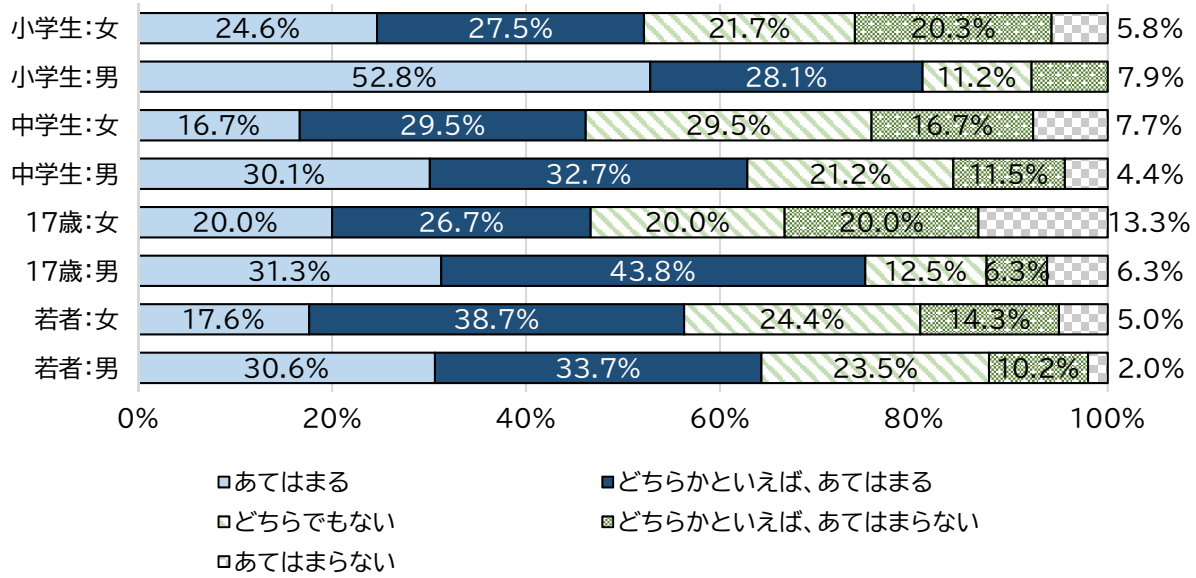

図 2-2 男女別今の自分に満足している割合

資料：こども・若者アンケート

「自分のことを大切に思えるか」という質問では、約 7 割前後の方が大切に思えるという結果となりました。満足している割合同様、小学生が最も高く、その他の年代の方が低くなっています。

また、男女別に見ても、満足している割合と同様に男性に比べ女性の方が低くなっています。

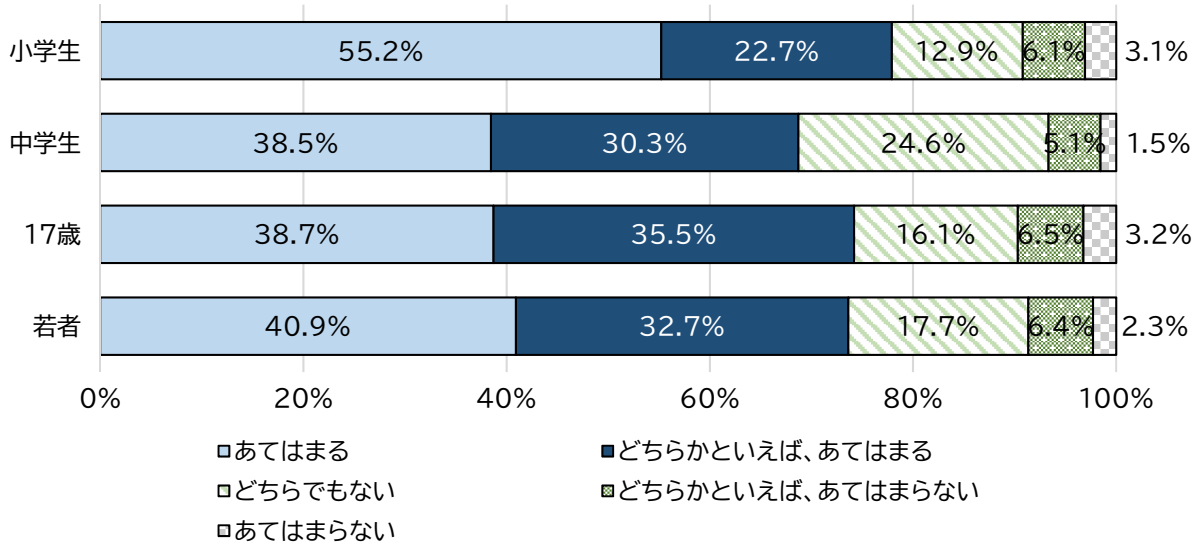

図 2-3 自分を大切に思える割合

資料：こども・若者アンケート

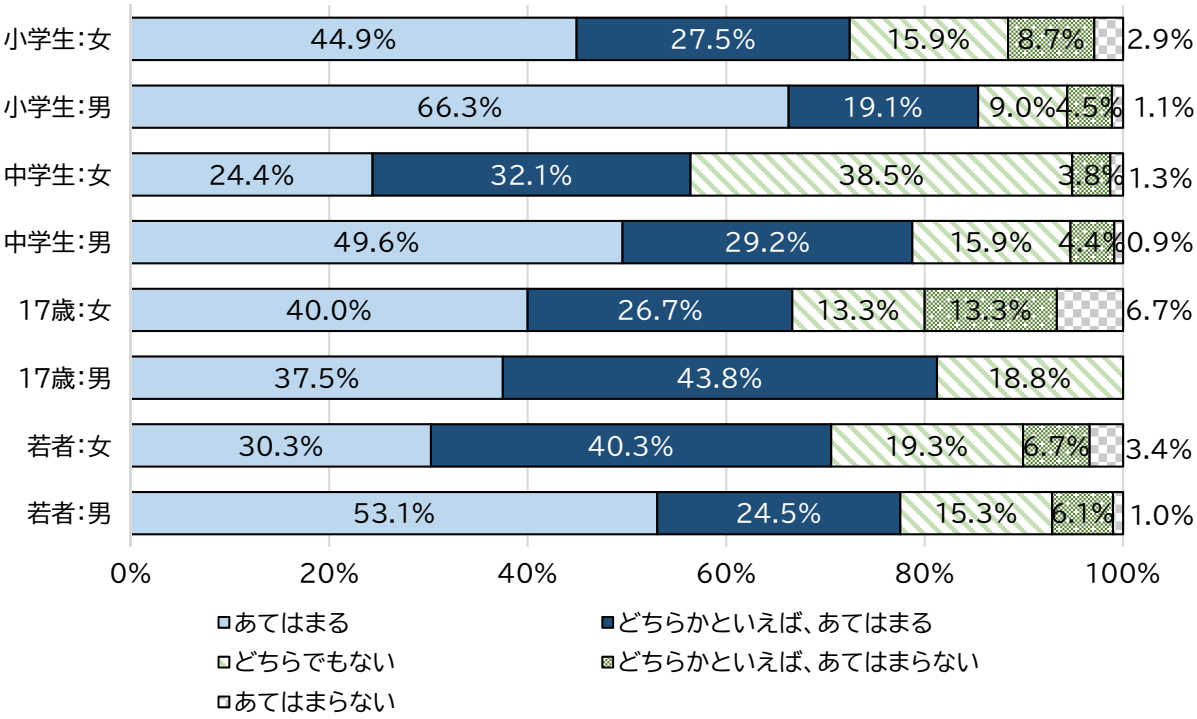

図 2-4 男女別自分を大切に思える割合

資料：こども・若者アンケート

■ **自尊感情**

自尊感情を構成する因子は、以下の 3 つの項目があり、これらをバランスよく高めていくことが大切だと言われています。

①自己評価・自己受容
　自分の良さを実感し、自分を肯定的に認めることができる
②関係の中での自己
　多様な人との関わりを通して、自分が周りの人に役立っていることや周りの人の存在の大きさに気付く
③自己主張・自己決定
　今の自分を受け止め、自分の可能性について気付く

男女を含む全体を見てみると、3 項目すべてにおいて小学生が高くなっています。傾向としては、「自己主張・自己決定」の項目が高く、次に「関係の中での自己」の項目が高くなっており、「自己評価・自己受容」の項目が低くなっています。また、「関係の中での自己」の項目に関しては、年代が上がるにつれて低下する傾向があります。

男女別に見てみると、3 つの項目において男性に比べ女性が低くなる傾向があります。また、男性の中では、全体の結果と同様に「関係の中での自己」の項目において年代による低下がみられます。

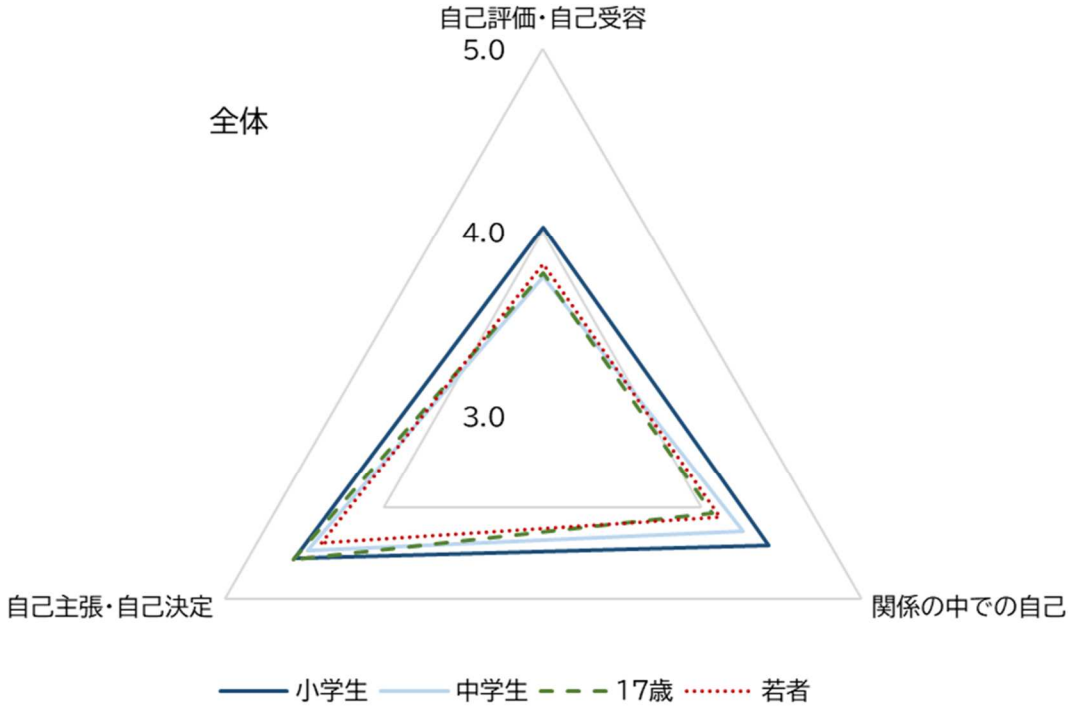

図 2-5 自尊感情に関する評価

資料：こども・若者アンケート

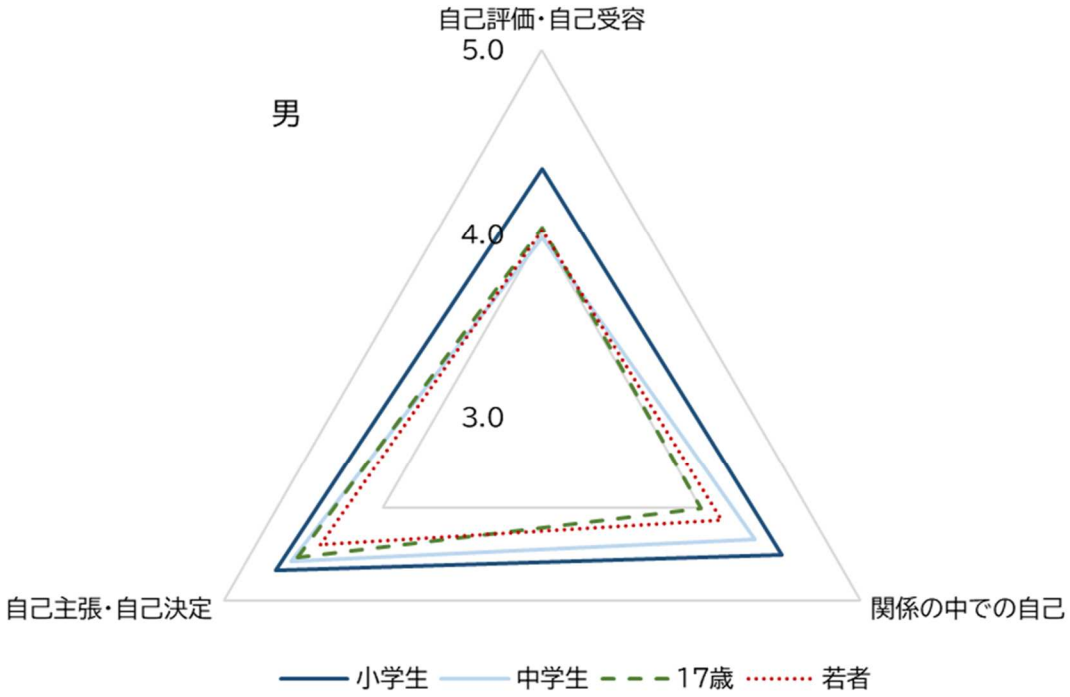

図 2-6 自尊感情に関する評価(男性)

資料:こども・若者アンケート

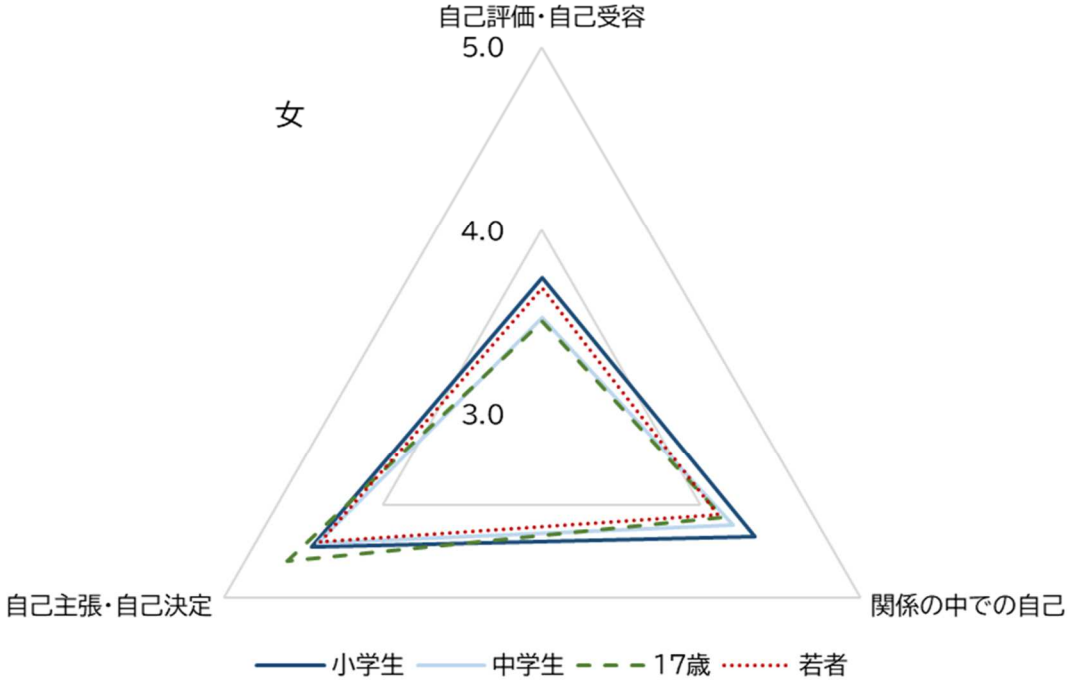

図 2-7 自尊感情に関する評価(女性)

資料:こども・若者アンケート

■ **将来への希望感**

「自分の将来について明るい希望を持っていますか」という質問では、小学生 83.4%、中学生 68.2%、17 歳 77.4%、若者 70.9%の方が将来に対して明るい希望を持っているという結果が得られました。

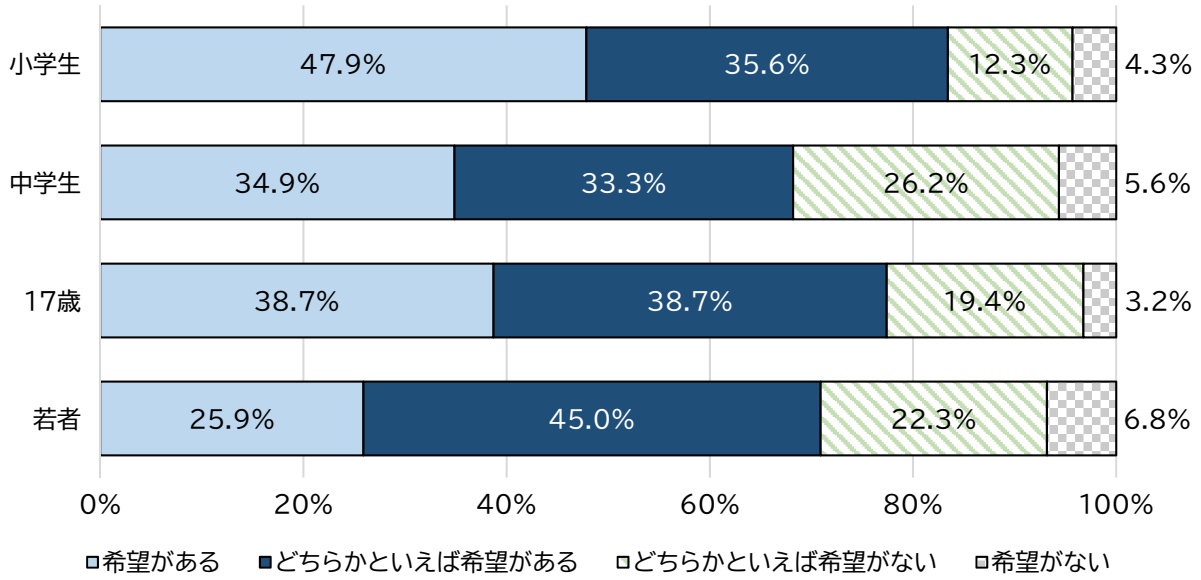

図 2-8 将来への希望感

資料：こども・若者アンケート

■ **困りごと**

小学生、中学生、17 歳の困っていることについて見てみると、「困っていない」を除いて、「授業についていけない」や「友達とうまくいっていない」、「学校へ行きづらい、行っていない」の割合が高くなっています。

また、「授業についていけない」や「友達とうまくいっていない」は年代が上がるにつれて割合が高くなっています。家の手伝いなどで遊びや勉強の時間が取れない、兄弟・姉妹の世話をしなければいけない小学生が 3%程度いました。

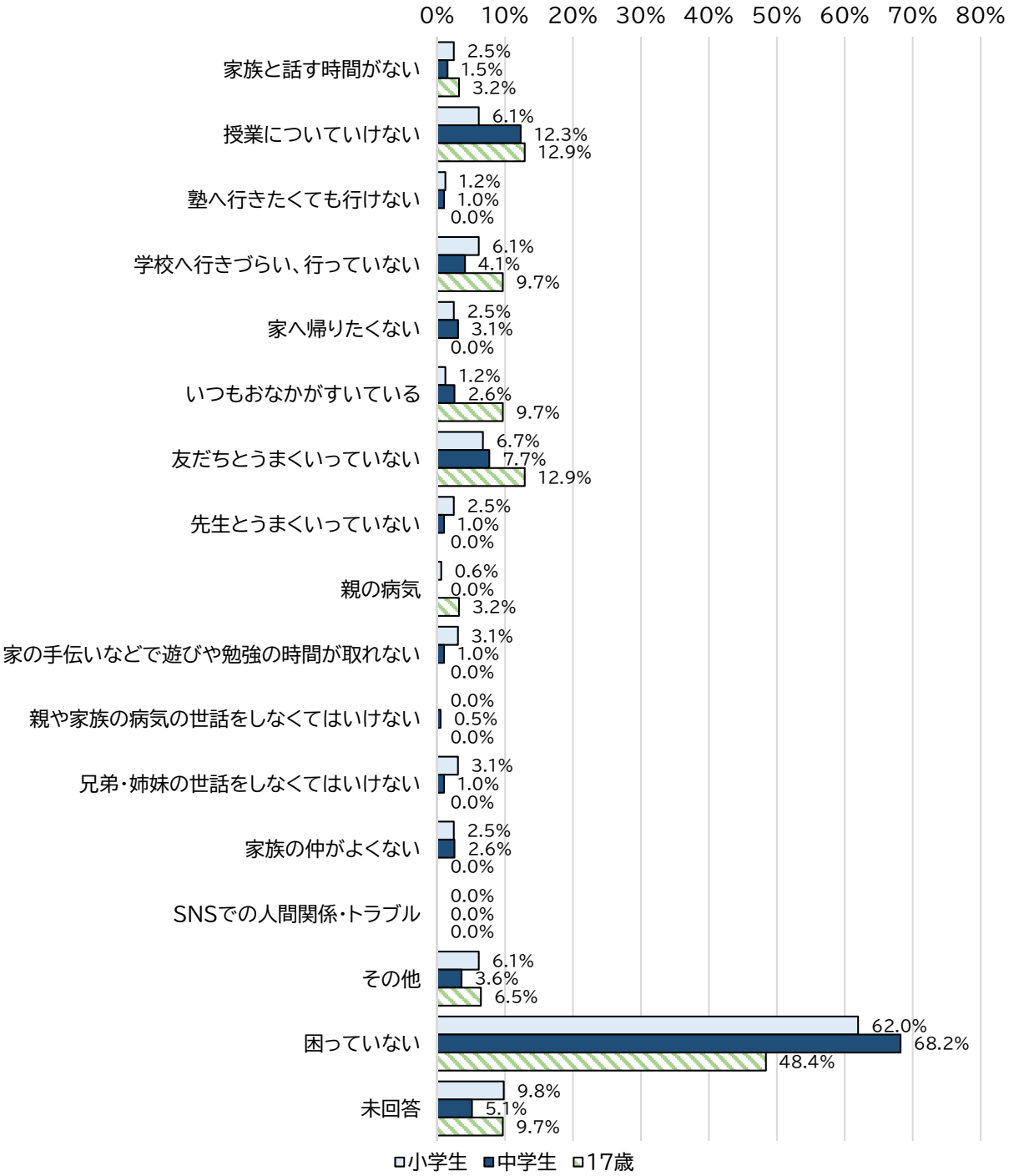

図 2-9 困りごと

資料：こども・若者アンケート

若者について見てみると、約３割の方が社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験もしくは送ることができない状況があった（ある）となっています。

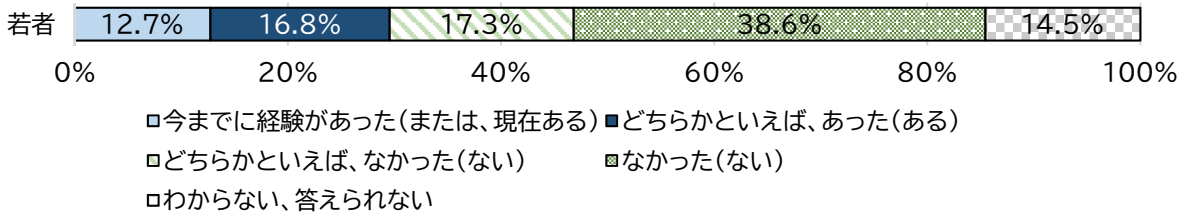

図 2-10 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験

資料：こども・若者アンケート

また、7.3%の方はあまり家から出ない状況にあります。その理由としては、「妊娠・出産」が最も多く、次いで「特に理由はない」となっています。そのほか、学校に関する理由や人間関係等が挙げられています。

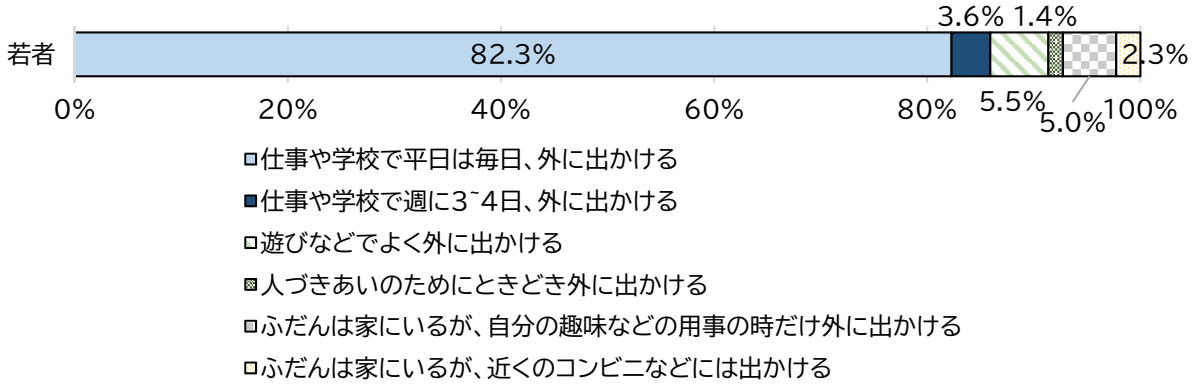

図 2-11 外出状況

資料：こども・若者アンケート

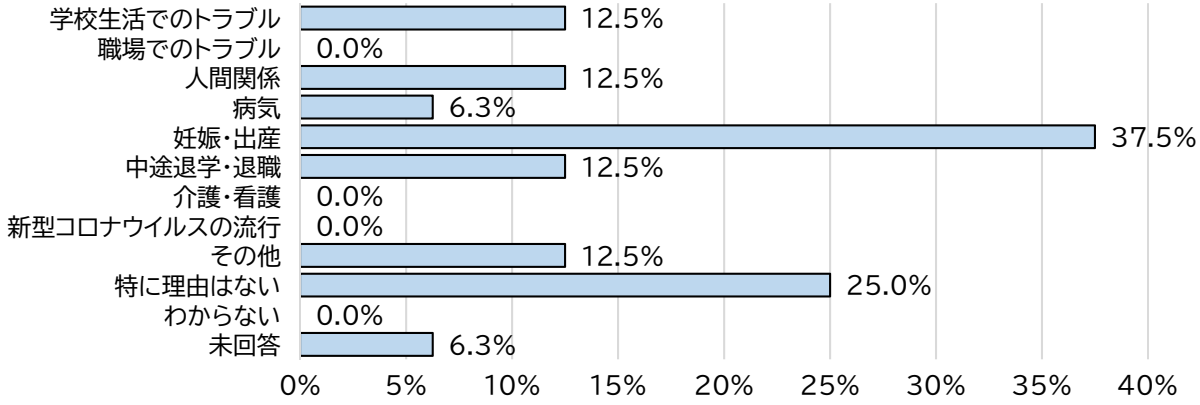

図 2-12 あまり家から出ない理由

資料：こども・若者アンケート

■ **相談できる人の有無**

相談できる人の有無について見てみると、すべての年代で 8 割以上の方が「いる」と回答しました。しかし、全体と比較すると、「中学校 2 年生」、「高校 1 年生」、「高校 2 年生」は、困ったときや悩んだときに、相談できる人が「いない」割合が高くなっています。

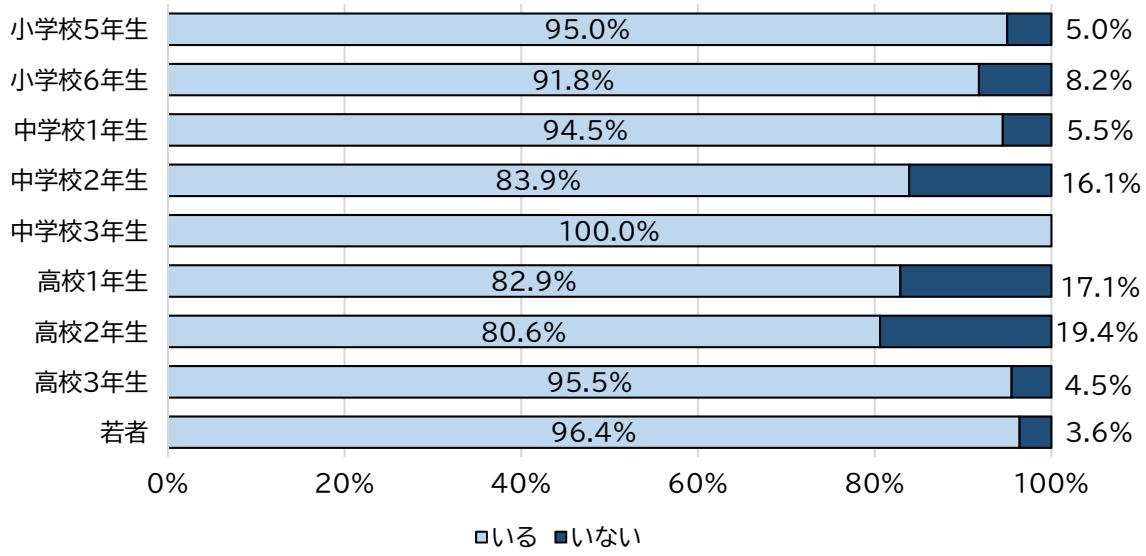

図 2-13 相談できる人の有無

資料：小学校 5 年生～高校 3 年生は「箕輪町こども条例（仮称）」の制定に向けたこどもに対するアンケート、若者はこども・若者アンケート

■ **こどもの権利**

すべてのこどもには「意見を表明する権利※」（こどもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利）があります。「意見を表明する権利」を知っているかという質問に対しては、どの年代でも 6 割以上の人が聞いたことがあるという結果になりました。しかし、内容を含めて知っていると回答した方は、小学生 46.0%、中学生 54.9%、17 歳 51.6%、若者 42.7%となっています。

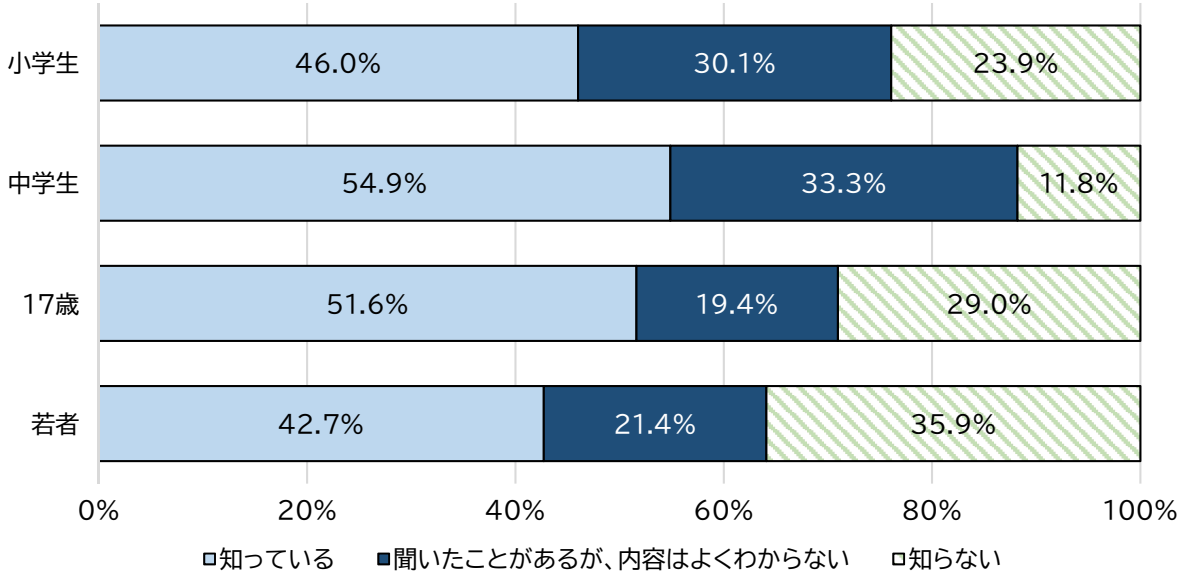

図 2-14「意見を表明する権利」の認知度

資料：こども・若者アンケート

(2) 子育て家庭に関する結果

■ 子育て(教育を含む)に日常的に関っている人や施設

子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人や施設を見てみると、「父母ともに」や「保育園」の割合が高くなっています。また、「父母ともに」の割合は増加傾向となっており、「母親」や「祖父母」の割合は減少傾向にあります。

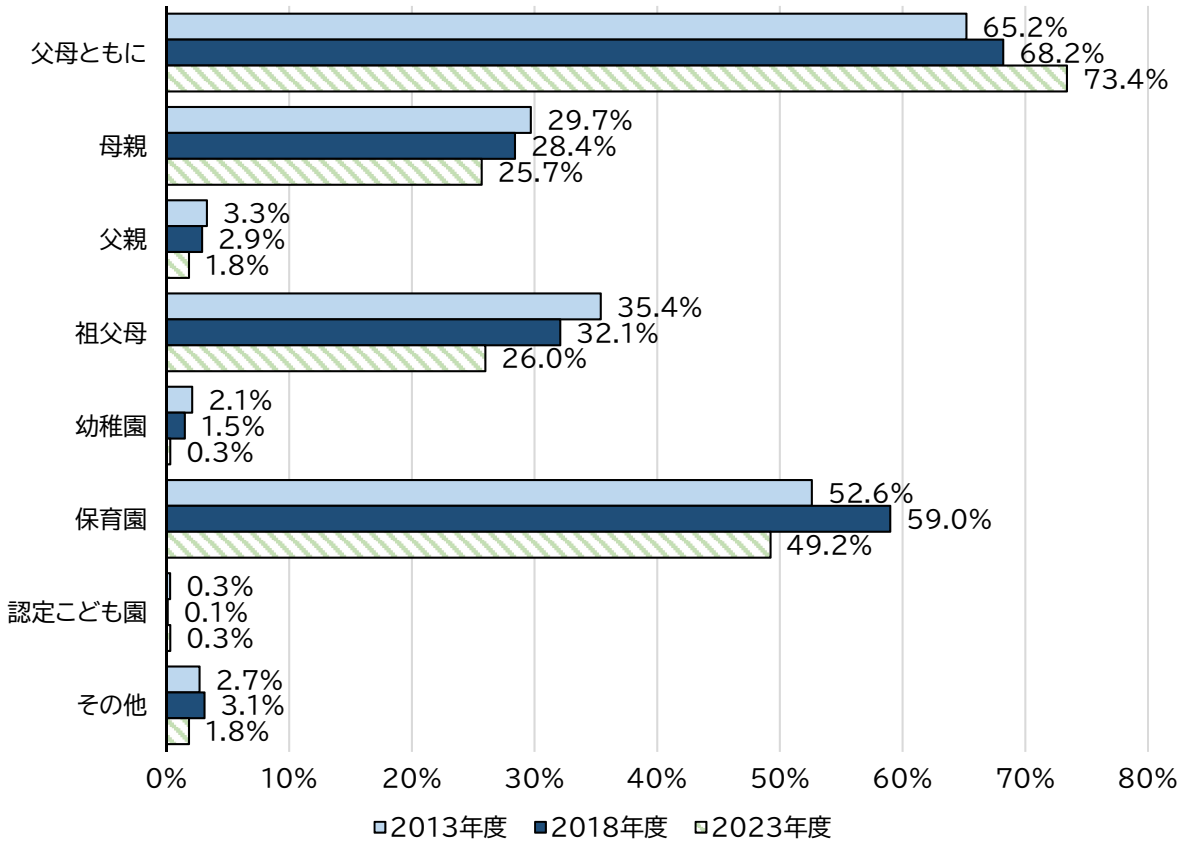

図 2-15 子育てに日常的に関わっている人や施設

資料:第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込み調査アンケート

■ **こどもをみてもらえる親族・知人の有無**

「緊急時または用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が高くなっています。また、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が減ってきており、「いずれもいない」と回答している方は増加傾向にあります。

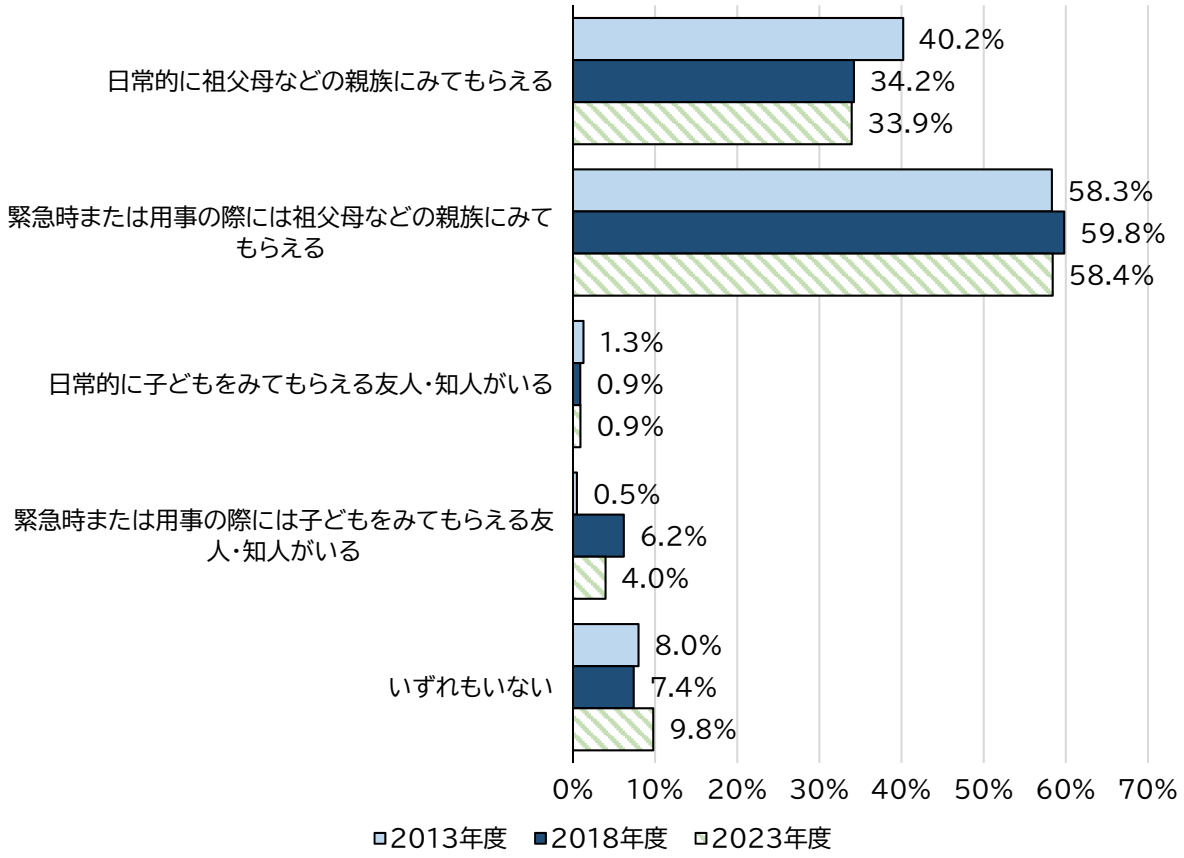

図 2-16 こどもをみてもらえる親族・知人の有無

資料：第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込み調査アンケート

■ **相談できる人（場所）の有無と相談先**

令和 5 年度（2023 年度）において、相談できる人（場所）がいると回答している方の割合が 91.4%でした。しかし、平成 30 年度（2018 年度）と比べると、相談できないと回答する方の割合が増加しています。

相談できる人（場所）がいると回答した方の相談先としては、「祖父母等の親族」や「友人や知人」、「保育士」の割合が高くなっています。令和 5 年度（2023 年度）において、「祖父母等の親族」の割合は増加しましたが、その他の項目についてはおおむね減少となっています。

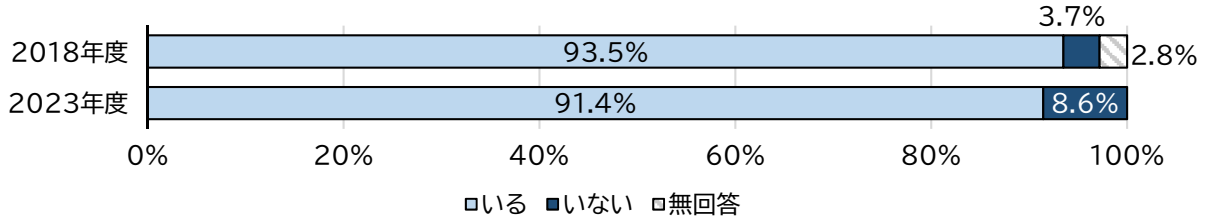

図 2-17 相談できる人の有無

資料：第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込み調査アンケート

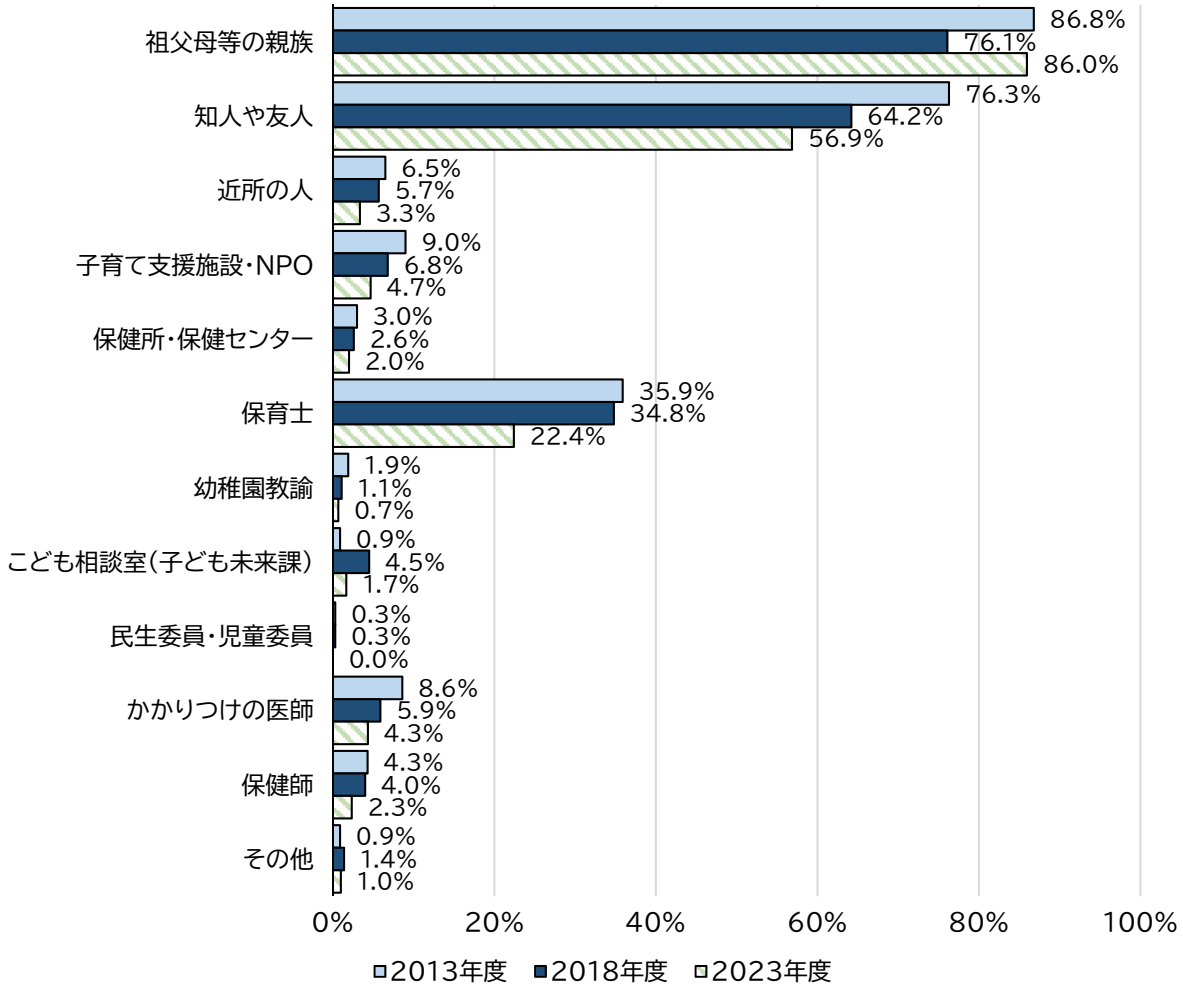

図 2-18 相談先

資料：第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込み調査アンケート

■ **母親の就労状況**

母親の就労状況を見てみると、「パート・アルバイト等で就労」が26.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが現在は就労していない」(25.5%)、「フルタイムで就労」(21.2%)となっています。また、産休・育休・介護休業を取得している方の割合が年々増加しています。

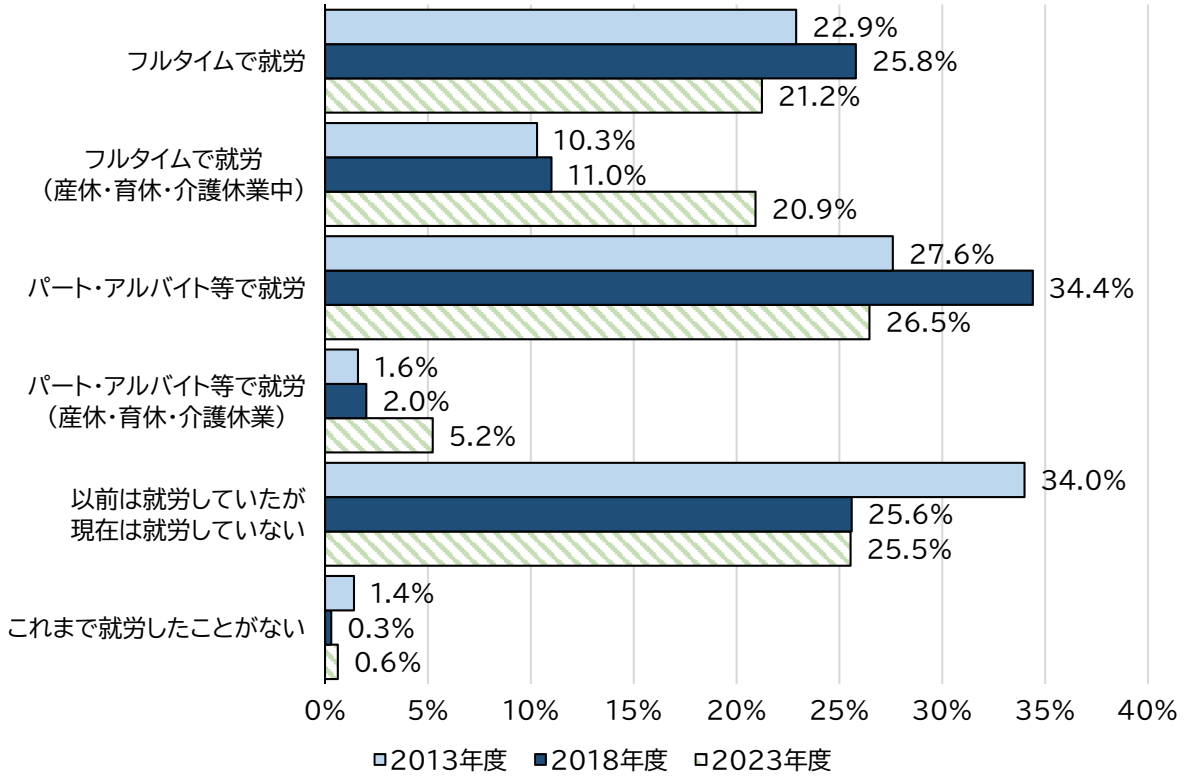

図 2-19 母親の就労状況

資料:第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込み調査アンケート

2 ヒアリング調査結果

こどもへのヒアリング	①こどもフェスタ実行委員（小学生） 12 人 ②こどもフェスタ参加者　98 人 ③学童クラブ　53 人 ④こどもの居場所　19 人
保護者へのヒアリング	①こどもフェスタ　101 人 ②夏の屋台村　35 人 ③みのわテラスイベント　59 人
子育て支援関係者へのヒアリング	①教職員　11 人 ②学童クラブ指導員　4 人 ③障がい児福祉サービス事業所職員　3 人 ④子育て支援センター　2 人

(1) こどもに関する結果

■ 将来なりたい大人

「将来どんな大人になりたいか」という質問では、次のような意見がありました。

【職業】

イラストレーター/スポーツ選手/看護師/消防士/美容師/料理人/農家　等

【人となり】

優しい人/人を守ってあげる人/面白い人/かっこいい人/誰にでも優しい人/環境を壊さない人　等

【その他】

ユーチューバー/プロゲーマー/お金持ち/有名人/お父さんみたいな人/親の勤めている会社/ない　等

具体的な職業を将来の夢として持っているこどもや、人となりの面からこんな大人になりたいと思っているこどもがいました。また、身近な職業や保護者の姿（人となり、職業）を見てという意見が多くなっていました。

■ こどもから見た町の姿

箕輪町について、「町の良いところ」や「悪いところ」について意見を聴きました。また、「こんな町になってほしい」という思いについても意見を聴きました。こども達からの意見は次のとおりです。

【町の良いところ】

自然が多い/安全/親切/あいさつをする/みのわ祭りがある/みんな優しい/暮らしやすい　等

【町の悪いところ】

ごみが多い/ポイ捨てする人がいる/ごみが捨ててある/交通手段が少ない/病院が少ない　等

【こんな町になってほしい】

自然がいっぱい/みんな仲良し/優しい町/楽しい町/きれいな町/ごみを捨てない/ポイ捨てしない/マナーを守る/平和な町/犯罪がない/お店が増える/生き物がたくさん　等

良いところとしては、自然の豊かさが多く挙げられました。また、悪いところでは、ごみに関することが多くなっており、「こんな町になってほしい」でもごみをポイ捨てしない等のごみに関する意見が多く挙げられました。

■ 大人に言いたいこと

「大人に言いたいこと」では、次のような意見がありました。

ごみを捨てないで/ポイ捨てしないで/いろんなところに行きたい/旅行に行きたい/いじめをなくしたい/話を聞いてほしい/イベントをもっと増やしてほしい/ゲームやお菓子が欲しい/お金が欲しい/テストを簡単にしてほしい/休み時間を増やしてほしい/もっとバスケを教えてほしい/図書館に新しい本を増やしてほしい/町にたくさんお花があるといい/遊具を増やしてほしい/アスレチックがほしい/プールの時間を増やしてほしい/公園をもっと増やしてほしい/ゲームセンターがほしい/肩車してほしい/抱っこしてほしい/学童を良くしてほしい　等

「こどもから見た町の姿」と同様に、ごみに関する意見が多く挙げられていました。また、他にもイベントの増加や施設・遊具の充実等の体験や遊びに関する意見、肩車や抱っこ等の親との関わりに関する意見がありました。

■ こどもの課題

周りの大人から見たこどもの課題として、次のような意見がありました。

つまずきが多様/自己主張が少ない/固定された人間関係（小さい学校から中学に行った際に適応できないことがある）/個別対応する子の増加/起立性調節障害のこどもが増えている/学力の個人差/愛情不足（愛着障がい）　等

近年、支援の必要なこどもの増加、課題の多様化が起きており、こどもの教育環境を整えるとともに支援が必要なこどもへの支援を十分に行えるようにする必要があります。そんな中、小・中学校の課題としては人員不足が挙げられました。

（2）保護者に関する結果

■ 子育てで大切にしていること

保護者の方が子育てにおいて大切にしていることとして、次のような意見がありました。

【主体性】
やりたいことをやらせる/こどもの気持ちや考えを優先する/自尊心を大切にする　等
【教育】
できたらほめる/達成感や肯定感/ちゃんと叱ってちゃんとほめる/考えさせる　等
【環境】
周囲の環境/のびのびと安心して暮らせる　等
【体験】
人と関わる/自然の中で体を動かす/自分で見て触って体験する/色々な価値観に触れる　等
【接し方】
一人の人として意見を聞く/こどもの話をよく聞く/伝わるように接する/同じ目線で接する　等
【時間】
こどもとの時間/家族みんなで過ごす時間/一緒にいる時間を大切にする　等
【その他】
なるべく食事を作る/こどもの幸せ/健康/愛情/人に迷惑をかけない/生きていればいい　等

大切にしていることでは、体験の機会を挙げる方が多くなっていました。また、「やりたいことをやらせる」や「自尊心」等、こどもが主体的に考え行動することを大切にしているという意見が多く挙げられました。

■ 保護者の課題

子育て支援関係者から見た、保護者の方が抱えている課題としては次のような意見がありました。

様々な悩み（こどもの成長、健康、友だち関係等）がある/周りから見て疲れている/家族以外に話し相手がいない/話を聞いてほしがっている/ストレスがたまる/子育てに不安をもっている/こどもに振り回されている　等

子育て支援関係者からは、「こどもの育ちに大切なこと」として保護者や関わる大人の心の余裕が挙げられています。一方で、保護者の課題としては、様々な悩みや子育ての不安を抱えており疲れている保護者や話し相手がおらずストレスのたまっている保護者など、周りから見て心の余裕が持てていない状況の保護者もいるという意見が挙げられました。また、施設を利用することで保護者の方の気持ちの変化を感じるといった意見も挙げられました。

第3章 現状と課題のまとめ

箕輪町では、平成 17 年（2005 年）に人口が 26,276 人のピークに達し、それ以降は減少が続いています。特に生産年齢人口の減少が著しく、将来的にはさらに人口減少と高齢化が進展すると推計されています。また、合計特殊出生率※は全国や長野県の平均を上回っているものの減少傾向が続いており、婚姻率も減少していることから、年少人口も減少していくものとされています。

こどもから見た箕輪町の姿としては、良いところとして「自然の豊かさ」が多く挙げられた一方、悪いところとして、「ごみが多い」「ポイ捨てをする人がいる」という意見が多く挙げられています。ごみに関する意見は「大人に言いたいこと」としても多く挙がっており、地域の環境美化に努めるとともに大人がこどもに正しい姿を見せていく必要があります。

また、町内では、児童虐待認定件数のうち「心理的虐待（DV）※」の割合が高く、「身体的虐待※」の認定件数も増加傾向にあります。令和 3 年度（2021 年度）に 47 件、令和 4 年度（2022 年度）に 42 件、令和 5 年度（2023 年度）に 37 件の虐待が報告されており、早期発見と適切な支援体制の整備が急務です。

さらに、児童にかかる障がい福祉サービス等の利用も増加しており、これに伴い給付費も増加しています。そのため、予算の確保や支援体制のさらなる充実が必要です。

こども・若者に関するアンケート調査結果の状況を見ると、自尊感情は年齢とともに低下する傾向があり、特に女性の方が低いことが明らかになっています。また、将来への希望を持つ割合も年齢が上がるにつれ減少しています。

困っていることについては、「授業についていけない」「友達とうまくいっていない」「学校に行きづらい」といった学校生活や友人関係での困りごとの割合が高くなっており、年齢が上がるとともにこういった悩みを抱えているこどもの割合は高くなっています。また、若者についても、約 3 割の方が悩みを抱えている状況です。一方、全体と比較すると「中学校 2 年生」、「高校 1 年生」、「高校 2 年生」は、困ったときや悩んだときに相談できる人が「いない」と回答した割合が高くなっています。そのため、こども・若者の精神的な健康を支えるため、自尊感情を高める取組やどの年代でも気軽に相談することができる体制を構築することが必要です。

さらに、こどもの権利に関する理解が十分ではなく、「意見を表明する権利※」の内容を知っている方が低いことも課題となっています。こどもや大人、全ての人にこどもの権利を啓発し、社会の中で意見を表明し反映される環境を整え、地域社会全体で権利を守る取組が必要です。

子育て家庭の状況を見ると、ひとり親家庭は平成 17 年（2005 年）以降減少していますが、近年では共働きの世帯が増加しています。それに対し、子育てに関わる祖父母の割合の減少や日常的に祖父母に見てもらえる割合の減少など、保護者の負担の増加が課題となっています。

さらに、様々な悩みや子育ての不安を抱えており心に余裕が持てない状況等の指摘がされており、子育てにおける孤立感や不安感も大きな課題です。そのため、保護者が子育てと仕事を両立できるよう保育サービスや支援体制の整備を継続的に進めるとともに、気軽に相談できる場や体制を整備し、地域全体でのサポート体制を強化することが必要です。

全てのこどもが安心して健やかに成長するためには、こども・若者や子育て当事者に対し、切れ目のない支援を進めていくことが必要ですが、そのためには行政・住民・地域・事業者・学校・関係機関など多様な主体がさまざまな場面で連携し、町全体で一体となって進めていくことが求められています。

第4章 基本理念と基本目標

1 基本理念

町に暮らすすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で毎日の生活を送ることができる「こどもまんなか社会※」を目指すためにも、町のこどもや若者を取り巻いている状況を把握し、そのうえで必要な取組を行っていく必要があります。

町では、すべてのこどもが主体性をもって健やかに育つために、こどもの成長を妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目なく支援し、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる地域社会を実現するために、箕輪町こども・子育て応援条例を制定し、取組を進めています。

本計画では、こどもまんなか社会の実現を目指すとともに、取組や支援を通してさまざまな人が関わることで、地域全体で子育ての喜びや楽しさを実感できる町とするため、次の基本理念を定めます。

■ 基本理念

すべてのこども・若者が　心も体も　幸せに暮らす

こどもまんなかのまち

私たちは、どんな場所でもこどもの権利が守られ、こども達の笑顔があふれるまちを目指します。

そのために、こどもや子育て当事者の声により一層耳を傾け、その権利や意見について、地域全体で共有を図っていきます。

また、行政・地域・住民・事業者・関係機関などさまざまな主体の連携・協働による活動を通して、こどもの安全を守り、安心を提供していきます。

私たちは、こども一人ひとりの可能性や力を信じて見守り、支援するとともに、大人が正しい姿を見せることで、こどもと大人が信頼し合える関係を築いていきたいと考えています。

さらに子育て当事者が孤立しないよう、悩みや不安を気軽に相談でき、多くの人や地域と関われることができる交流を通して、地域全体も活性化していくまちを目指します。

2 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の項目	おもな取組
すべてのこども・若者が　心も体も　幸せに暮らす こどもまんなかのまち	1 こども・若者の権利が守られ、安心して生活できる	**ライフステージを通じた取組**	
		こども・若者の権利への理解促進	こども・若者の権利についての啓発
		多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	こども・若者向けのイベントや体験会の企画、継続
		切れ目のない保健医療福祉教育の支援体制	保健医療福祉教育の支援体制の構築
		こどもの貧困対策	関係機関や地域などと連携による情報収集、啓発
		障がい児・医療的ケア児等への支援	ソーシャルインクルージョン※の推進
		児童虐待防止対策	家庭養育に課題を抱える家庭への支援 虐待を受けたこどもへの支援・カウンセリング
		ヤングケアラー※への支援	福祉・介護・医療・教育等の関係機関の連携と支援体制構築
		こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	SOSの出し方に関する教育 相談先の紹介・啓発
		多文化共生社会の実現	多文化共生のまちづくり推進計画の策定
	2 こども・若者が健やかに育つことができる	**ライフステージごとの取組**	
		妊娠期から乳幼児期への支援	教室・健診等でのこどもの育ちに関する支援
		学童期・思春期への支援	こどもの居場所づくり こころの健康への支援
		青年期への支援	結婚・就労支援、ニート・ひきこもりへの支援
	3 子育ての喜びや楽しさを実感できる	**子育て当事者に対しての取組**	
		子育てや教育に係る経済的負担の軽減	子育てに係る経済的負担の軽減制度の周知
		共働き・共育ての推進	共働き・共育て環境整備推進に向けた、啓発活動や情報発信
		ひとり親家庭への支援	相談支援体制の構築、継続
		地域子育て支援体制	子育てサークルや民間団体との連携

3 基本目標

基本理念の実現に向けて次の基本目標を定め、施策を展開していきます。

1 こども・若者の権利が守られ、安心して生活できる

すべてのこども・若者には大人と同じように幸せに暮らしていく権利があります。

わたしたちは、こども・若者が健やかに成長していくために、その権利や生活を守ることはもちろん、大人や地域社会に対して、こどもの権利について啓発と理解を促進していきます。

■ **目標値**

項目	現状値	目標値 （2029 年度）
18 歳になり選挙権をもらったら投票したいと思う若者の割合	67.0%	75%
「今の自分に満足している」と思うこども・若者の割合	60.6%	70%
「自分のことを大切に思える」と思うこども・若者の割合	73.6%	80%
「すべてのこどもに意見を表明する権利があることを知っている」こども・若者の割合	48.8%	60%
「困っているときに相談できる人がいる」こども・若者の割合	88.2%	90%
困っていることが無いこどもの割合	59.5%	70%

2 こども・若者が健やかに育つことができる

こども・若者が健やかに育つためには、それぞれの発達段階に応じた支援を行っていく必要があります。

わたしたちは、行政・家庭・学校・関係機関等で連携し、こどもや若者への適切な時期に適切な支援を行えるよう情報を共有し、支援を実施していきます。

■ **目標値**

項目	現状値	目標値 （2029 年度）
「自分の将来について明るい希望を持っている」と思うこども・若者の割合	75%	80%
「将来町のために何か役立ちたいと思う」若者の割合	48.4%	55%
育児・子育て支援に対する満足度	55.4%	60%
妊娠・出産の支援に対する満足度	40.3%	45%
出会い・結婚の支援に対する満足度	12.7%	15%

3 子育ての喜びや楽しさを実感できる

子育て当事者だけでなく、地域全体で子育ての喜びや楽しさを実感できる町を目指すために、全員で子育てを応援や協力する必要があります。

わたしたちは、行政だけでなく、地域や事業者、NPO 団体などが連携・協働できる仕組みを構築し、さまざまな支援を行うことを目指します。

■ **目標値**

項目	現状値	目標値 （2029 年度）
ファミリーサポートセンターまかせて会員登録者数	37 人	40 人
こどもの居場所・こども食堂の開催団体数	10 カ所	13 カ所
夏休み寺子屋教室開催カ所と延べ参加者数	14 カ所／998 人	15 カ所／1,100 人
イクボス宣言登録企業数/宣言者数	26 団体／46 人	30 団体/56 人
地域で支える子育て環境づくりの取組に対する満足度	45.9%	60%

第5章 こども・若者・子育て当事者に関する施策

1 ライフステージを通じた取組

(1) こども・若者の権利への理解促進

■ 現状と課題

人間は、生まれながらにして、個人として尊重されることや基本的人権のほか、さまざまな権利を持っています。

私たちは、こども・若者を権利がある存在として認識するとともにその権利を保障し、こども・若者に対して最善の利益となる取組を行う必要がありますが、権利の認識は十分とは言えない状況にあります。

すべてのこどもには「意見を表明する権利※」（こどもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利）がありますが、小学生と若者は半数以上、中学生と 17 歳でも半数近くの方が知らないもしくは聞いたことがあっても内容を知らないという状況です。

そのため、こうしたこども・若者の権利に対して、理解を深めるための情報発信や啓発を行っていく必要があります。

■ 施策の方向性

- こども・若者の権利について、町ホームページ上で発信し、啓発に努めます
- 保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる大人への情報発信や研修などを行います
- こども・若者の権利擁護のための取組を行います
- 固定的性別役割分担意識※の解消を図るため、啓発に努め、情報発信を行っていきます
- 中学生模擬議会における中学生からの提案等、こどもが意見を言える場をつくり、こどもの意見を聞く取組を進めます
- 中学を中心に SOS の出し方教育を行い、こどもから発信できる取組を行います

■ 取組

- 「こどもまんなか社会※」啓発のためのこども向け・大人向け学習の機会の確保（新規：こども未来課）
- ホームページ及び子育て支援アプリによる情報発信（継続：こども未来課）
- 17 歳町民意識・生活実態調査（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）

※ 各取組の末尾における「新規」は令和 7 年度以降に実施を予定しているもの、「継続」は引き続き行うもの、「拡充」は充実させることを示しています。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

■ 現状と課題

こども・若者の健やかな成長にとって、多様な遊びや体験は大切な原点となります。遊びや体験を通して、計算や言葉といった認知能力のほか、自分で定めた目標に向かって粘り強く取り組んだり、やり方を工夫したり、他人を思いやったりする非認知能力（社会情動的スキル）の両方を育みます。

また、そうした活動が健康にもつながるだけでなく、こどもや若者の活躍できる機会へもつながっていき

ます。

ヒアリングでは、子育てにおいてイベントや体験の機会を大切にしている、こどもの主体性を大切にしているという意見が多く挙げられました。また、そうした機会や場の充実を望む声も多く、こども・若者が多様な遊びや体験、活躍できる機会を少しでも多く持てるよう、多くの主体が連携・協働する必要があるほか、場の提供や情報発信を行っていく必要があります。

さらに、地域や生育環境によって、そうした機会に格差が生じないよう、配慮する必要があります。

■ **施策の方向性**

- こども・若者向けの魅力的なイベントや体験会を企画し、継続的に実施していくとともに、多様な主体がこどもや子育てに関わる機会とします
- こどもや若者が直接イベントなどに関われる機会を確保します
- こどもが参加したい、楽しみたい体験の情報を自身でキャッチできる仕組みについて検討します
- 既存のイベント等については、内容のブラッシュアップを図り、魅力のあるものにしていきます
- 多くのこども・若者が参加できるよう、SNS も活用したイベント等の積極的な情報発信を行います（近隣市町村との連携も検討）
- 行政以外で企画・運営されるイベント等については、情報発信などのサポートにより多くのこども・若者が参加できる機会へつなげます
- さまざまな体験活動の一端を担うため、子育て支援センターの充実を図ります
- こどもが遊べる場の充実を図ります
- こども・若者が自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会の実現のため、生涯学習活動を推進します

■ **取組**

- 体験型子育て支援イベント・こどもフェスタの開催（継続：こども未来課）
- ホームページ及び子育て支援アプリによる情報発信（継続：こども未来課）再掲
- すくすく子育てイベント（継続：こども未来課子育て支援センター）
- 子育て支援センター施設整備事業（新規：こども未来課子育て支援センター）
- 保育園園庭開放事業（のんたん）（継続：こども未来課保育園室）
- 子育てサークルの活動を通じた体験機会の創出（継続：こども未来課子育て支援センター）
- こども会議（新規：こども未来課）
- ファミリークッキング（継続：健康推進課、食生活改善推進協議会）
- 若者活躍応援事業補助金（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
- 公民館、図書館、博物館三館連携事業（継続：文化スポーツ課）
- こどもも参加できるイベントの開催（みのわ町民文化祭、町内一周駅伝、みのわナイトウォーク等）（継続：文化スポーツ課）
- 公民館大学・学級、公民館講座の開催（継続：文化スポーツ課）
- 博物館講座の開催（継続：文化スポーツ課）
- 図書館事業（継続：文化スポーツ課）

・ 二十歳のつどいの開催（継続：文化スポーツ課）
・ 社会教育登録団体及びスポーツ関係登録団体の普及広報（継続：文化スポーツ課）
・ 文化芸術・スポーツ関係全国大会等出場激励金の交付（継続：文化スポーツ課）

（3）切れ目のない保健医療福祉教育の支援体制

■ 現状と課題

全てのこども・若者が幸せに暮らすために、若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うことも含め、切れ目のない保健医療福祉教育の支援体制を構築し、継続することが重要です。

そのために、親や身近な養育者といった子育て当事者がこどもの健やかな成育について正しい知識を持つだけでなく、学校や企業なども含めた地域全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力できるよう、地域住民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する必要があります。

■ 施策の方向性

・ 国や県、さまざまな分野とも連携を図り、プレコンセプションケア※も含めた保健医療福祉の支援体制の構築を目指します
・ 地域全体でこどもの健やかな成育について正しい知識を持つことができるよう、国や県、関係機関等と連携し、健やか親子 21 の取組を推進します
・ 保健医療福祉の支援につなげるため、気軽に相談できるよう、こども家庭センターが窓口となります

■ 取組

・ 健診・各種がん検診事業（継続：健康推進課）
・ みのわ健康アカデミープラス事業（拡充：健康推進課）
・ 健康相談事業（継続：健康推進課）
・ こんにちは赤ちゃん教室（継続：こども未来課）
・ ママと赤ちゃんサポート訪問事業（継続：こども未来課）
・ 乳幼児健康診査（継続：こども未来課）
・ 育児・母乳相談助成事業/産後ケア事業（継続：こども未来課）
・ 養育支援訪問事業（継続：こども未来課）
・ 臨床心理士による発達・子育て相談/ちびっこ相談（継続：こども未来課）
・ 成長・発達を支援するあそびの教室（継続：こども未来課）
・ 小学校入学前の就学相談（継続：学校教育課）

（4）こどもの貧困対策

■ 現状と課題

こどもの貧困は、単に経済的な面だけでなく、健康な心や体を育むこと、学ぶ機会や意欲、物事を前向きに捉えて人生を送ることなど権利や利益を侵害し、その結果として社会的孤立につながっていくことが危惧されます。

貧困やその連鎖によって、こどもの将来が閉ざされてしまうことを避けるため、まずはこどもが貧困に陥

る背景に社会的な要因があることを地域全体で共有することが必要です。

また、教育の支援や生活安定のための支援、保護者の就労支援や経済的支援を進め、こどもの貧困の連鎖※を断ち切る必要があります。

■ **施策の方向性**

・ こどもや若者が貧困に陥っていないか、関係機関や地域などと連携を図り、情報収集に努めます
・ 国や県、関係機関、事業者、地域等と連携し、こどもの貧困に対して理解を促進できるよう、啓発や情報発信を行います
・ 地域のこども食堂と協力し、貧困状態にあるこどもの支援を行います
・ 子育て当事者の就労支援を行います
・ 学校や関係機関等と連携し、貧困による学習機会の減少により、学力の個人差が生じないよう、こどもの学習機会の確保を図ります
・ 経済的困難で援助を受けたい児童生徒の保護者に対して、学用品や修学旅行費等の援助を行います

■ **取組**

・ こどもサポートコーディネーター事業（継続：こども未来課）
・ こどもの居場所拠点事業（継続：こども未来課）
・ こどもの居場所づくり推進事業（継続：こども未来課）
・ こども食堂への物資の提供による運営支援（継続：福祉課）
・ 民間のネットワークと共同した相談支援（継続：福祉課）
・ 保護者への就労相談との連携（継続：福祉課）
・ 就学援助の実施（継続：学校教育課）

（5）障がい児・医療的ケア児等への支援

■ **現状と課題**

こども・若者の中には障がいや発達に特性のある人もいます。人は誰でも得意、不得意なことを持ち合わせています。そうしたこども・若者を認め、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関との連携した支援体制の構築と地域社会への参加や包容を推進していく必要があります。

また、医療サービスを受けながら在宅で暮らすこどもが安心して生活できるよう、支援体制を整備する必要があります。

■ **施策の方向性**

・ ソーシャルインクルージョン※推進のため、啓発活動や情報発信を行うとともに、推進のための体制構築を図ります
・ 障がい児や障がいをもつ若者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう努めます
・ こども発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等と連携し、こどもの健やかな成長を支援します

・ 医療的ケア児支援のため、協議の場の設置、専門職の配置、体制の確保など支援体制の整備を進めます
・ 障がいや病気があってもこどもの成長が図られる適正な学ぶ機会を確保するため、関係機関等と連携を図ります

■ **取組**
・ 児童発達支援事業（継続：こども未来課）
・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置（新規：福祉課）
・ 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置（新規：福祉課）
・ 保育園での医療的ケア児等受入事業（継続：こども未来課保育園室）
・ 保育園での加配保育士の配置、専門職による巡回相談の実施（継続：こども未来課保育園室）
・ 障がい児者福祉サービスの適切な提供（継続：福祉課）

（6）児童虐待防止対策

■ **現状と課題**

児童虐待は、虐待を受けたこどもの心や体に深い傷を残し、その後もさまざまな生きづらさにつながる可能性もあります。箕輪町では、全国的な傾向と同様に「心理的虐待（DV）※」の児童虐待認定件数が多くなっています。また、近年では「身体的虐待※」の認定件数が増えてきており、全体での虐待通告件数は令和3年度（2021年度）で47件、令和4年度（2022年度）で42件、令和5年度（2023年度）で37件となっています。

どのような理由があっても児童虐待は許されるものではありませんが、虐待する保護者にも虐待を受けた経験や貧困、疾病、障がいといったさまざまな困難が背景にある場合も多いとも言われています。

そうしたことからも、どのような困難があってもこどもの虐待につながらないよう、地域全体で支援していくことが必要になります。

また、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識を持ち、支援ニーズのキャッチや子育てに困難を感じている家庭、こどものSOSの早急な把握が必要になります。

■ **施策の方向性**
・ こどもの虐待へつながらないよう、子育てに関する困りごとを誰でも気軽に相談できるような相談体制の強化を図るとともに、相談についての周知を促進します
・ 関係機関や地域等と連携し、虐待が疑われる場合などの早期の情報の収集に努めるとともに、情報の共有を図り、支援へつなげます
・ 子育てに困難を抱える家庭に対する必要な支援ニーズを把握するとともに、こども家庭センターを核に、包括的な支援体制の強化を図ります
・ 虐待を受けたこども及び保護者の精神的・身体的な負担軽減につながるよう、支援体制を構築し、維持していきます
・ 専門的な支援に対応するため、こども家庭ソーシャルワーカー※などの専門資格の取得を促進するとともに、必要人材の育成や専門人材の活用促進などを進めます

・ 社会的擁護経験をしたこどもに対して、多様な主体の連携による自立支援を進め、地域とのつながりを持てるよう支援を行います
・ 小中学校における1人1台 PC を活用し、こどもからの相談に対応できるヘルプデスク設置を継続して行います
・ 事業所連絡会などで、こどもの様子について第 3 者から聞き取りを行います

■ **取組**
・ 箕輪町子育て支援ネットワーク協議会による子どもの見守り体制の構築（継続：こども未来課）
・ 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）（継続：こども未来課）
・ 子育てほっとルーム事業（継続：こども未来課）
・ 1人1台 PC を活用したこどもヘルプデスク（継続：学校教育課）

（7）ヤングケアラー※への支援

■ **現状と課題**

こども・若者アンケートにおける困りごとを見ると、「家の手伝いなどで遊びや勉強の時間が取れない」や「親や家族の病気の世話をしなくてはいけない」、「兄弟・姉妹の世話をしなくてはいけない」ということに困っているこどもが一定数おり、ヤングケアラーである可能性のあるこどもの存在が懸念されます。

ヤングケアラーについては、家族や本人に自覚がない場合があり、顕在化しにくいとも言われています。しかしながら、ケアが日常化することにより、こどもの学業や交友関係などの個人の権利に重大な侵害が出る可能性もあります。

そのため、ヤングケアラーを早期発見・把握し、こどもの意向に寄り沿いながら支援につなげていく必要があります。

■ **施策の方向性**
・ 福祉・介護・医療・教育等の関係者が情報共有し、早期発見・把握に努めます
・ ヤングケアラー支援のため、福祉・介護・医療・教育等の関係者が連携し、支援体制を構築します
・ ヤングケアラー負担解消・軽減に向け、家庭に対する適切なアセスメントを行います

■ **取組**
・ ヤングケアラー実態調査（新規：こども未来課）
・ ヤングケアラーに係る普及啓発のためのこども向け・支援関係者向け学習会（新規：こども未来課）
・ 子育て支援ネットワーク協議会による関係機関の情報共有（継続：こども未来課）

（8）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

■ **現状と課題**

全国的に小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、危機的な状況といわれています。

小学生、中学生、17 歳では、授業に関することや友達関係で困っていたり、学校へ行きづらさを感じている、または学校に行っていないという方もいます。箕輪町こども条例制定に向けたアンケート及びこども・

若者アンケートでは、8 割以上の方が相談できる人がいると回答していますが、中学生以上では相談できる人がいない方の割合が多くなっています。

そのため、すべての年代を通して、困りごとや悩みを相談しやすい体制・窓口の構築が必要です。また、地域全体で生きることへの包括的な支援を通して、誰も自殺に追い込まれることがないようにしていく必要があります。

また、さまざま情報の適切な利用ができる啓発や環境整備、生命を大切にする教育、相談等の総合的な取組の推進により、こども・若者が犯罪などに巻き込まれないようにしていく必要があるとともに、非行や犯罪に及んでしまったこども・若者に対する理解や支援を行っていく必要があります。

■ **施策の方向性**

- 自殺予防教育※として、SOS の出し方や心の危機に陥った友人等からの SOS の受け止め方に関する教育を行います
- 電話やSNS等を活用した相談体制の整備を図ります
- 相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすい SNS 等の活用を推進します
- 長期休暇明け前後の集中的な啓発活動を行います
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、こどもや保護者等に対する啓発などを行います
- 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育を推進します
- こどもを犯罪被害、事故などから守るために、有害環境対策※、防犯・交通安全対策等を進めます
- 学校や警察等の地域の関係機関・団体との連携を図り、こども・若者の非行防止や非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援や自立支援を推進します
- 犯罪に及んだこども・若者の生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図ります
- 保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司等との連携の強化や体制の充実を図ります
- 非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る地域社会の気運向上を図ります
- 困りごとを抱えるこどもがワンストップで支援を受けられる体制の構築を図ります

■ **取組**

- SOSの出し方に関する教育事業（継続：健康推進課）
- ゲートキーパー養成講座事業（継続：健康推進課）
- こころの相談事業（継続：健康推進課）
- 町のでんわ保健室事業（継続：健康推進課）
- 自殺予防街頭啓発事業（継続：健康推進課）
- SNS等を利用した相談窓口の周知・啓発（継続：健康推進課）
- 犯罪被害者等総合支援窓口の設置（新規：令和7年度：くらしの安全安心課）
- 犯罪被害者等支援条例（新規：令和 7 年度施行：くらしの安全安心課）

・ 安全安心なまちづくり条例の制定（新規：令和 7 年度施行：くらしの安全安心課）
・ 安全安心なまちづくり推進計画の策定事業（新規：令和7年度以降策定予定：くらしの安全安心課）
・ 箕輪町青少年健全育成推進協議会による夜間巡視有害環境チェック（継続：文化スポーツ課）

（9）多文化共生社会の実現

■ 現状と課題

現在、多くの外国人が町に暮らし、人口の 3%を超えるまでになっています。中には、日本語に不慣れな居住者もいることから、外国にルーツを持つこども・若者が幸せに暮らし、外国人居住者の子育て家庭が安心して子育てできるような取組が必要です。

■ 施策の方向性

・ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを理解し、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくまちづくりを進めるため、「多文化共生のまちづくり推進計画」を策定し、その計画に基づき、各種施策を展開していきます
・ 日本語教室を継続的に実施するとともに、さらなる周知を図り、参加者の拡大につなげていきます
・ 外国人住民の社会参画を支援し、地域社会の活性化やグローバル化への貢献を目指します
・ 災害時に正しく安全に避難できるよう定期的に外国人を対象にした防災ガイダンス等を実施します
・ 災害時に外国人を支援するサポーターや通訳翻訳ボランティア養成講座等を継続的に実施していきます
・ 大規模災害発生時に外国人被災者支援の拠点となる「災害多言語支援センター」を適切に設置・運営できるよう、取組を進めます

■ 取組

・ 多文化共生のまちづくり推進計画策定事業（新規：令和7年度以降策定予定：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 日本語教室事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 外国人生活相談窓口事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 外国人向け区会・常会加入のしおり作成事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ （仮称）多文化共生のまちづくり応援補助金創設事業（新規：令和7年度以降実施予定：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 外国人向け防災ガイダンス・セミナー事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 外国人向けに特化した避難訓練事業（新規：令和7年度以降実施予定：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 災害時通訳翻訳ボランティア養成事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 災害時外国人支援サポーター養成事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 災害多言語支援センター設置運営事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）

2 ライフステージごとの取組

(1) 妊娠期から乳幼児期への支援

■ 現状と課題

この時期は、こども本人にとっても将来的なウェルビーイング※の基礎を培う重要な時期であるとともに、地域全体においても取組や支援の結果が後の地域社会のあり方を左右するともいえるため、非常に重要な時期といえます。

妊娠や出産を望む方がいる一方で、経済的・心理的不安に陥る方もいます。特に第一子の妊娠時には、出産後の生活をイメージしにくい場合もあり、妊婦やパートナーの方の不安を解消する必要があります。妊娠や出産を望む若者が安心してこどもを産み、育てることができるよう、妊娠・出産に係る心理的不安に寄り添い、経済的支援や職場環境の充実等の充実が望まれています。

また乳幼児期においてこどもが健やかに成長していくためには、こども及び子育て家庭の保護者が健康で子育てを楽しめるよう、母子保健及び子育て支援を切れ目なく一体的に提供する支援体制が求められています。

■ 施策の方向性

- 妊娠や出産を望む人の、経済的不安や心理的不安の解消を目指し、相談支援及び経済的支援を行います
- 妊婦やパートナーが妊娠出産に向け正しい知識や育児手技を獲得し出産後の生活をイメージできるよう取り組みます
- こども家庭センターと関係医療機関が連携し、妊娠から出産、子育てにおける切れ目のない相談支援体制を構築します
- 関係機関等と連携し、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等へ必要な支援を行います
- こども家庭センターを核とし、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援体制を構築し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行います
- 新生児へのマススクリーニング検査、新生児聴覚検査などにより先天性代謝異常や聴覚障害等の早期発見・早期療育につなげていきます
- 乳幼児に対して定期的に行っている乳幼児健診を継続し、こどもの健やかな成長と母親の子育てへの安心感につなげるとともに、子育てに悩む当事者の早期発見につなげていきます
- 母親の就業相談支援を行うとともに、子育てする母親が働きやすい環境となるよう、事業者に対し、啓発活動や研修会を行います
- まちなかタクシーの充実や事業者との連携により、妊娠期の女性の安心へつなげます
- 保育園や支援センターなどにおける取組の充実を図ります
- 関係機関と連携し、病児・病後保育の充実を図っていきます
- こどもを預けることのできる場の充実を図ります
- 産後の母親が心身ともに休めたり、気軽に相談できる取組を行います
- 子育てしている親が一人でも気軽にこどもを連れていくことができる場づくりに取り組みます
- 親同士が交流できる町になるよう、多様な主体と連携し、機会の創出を図ります

■ **取組**

・ 不育症治療費助成事業（継続：こども未来課）
・ 不妊治療費助成事業（継続：こども未来課）
・ 妊婦のための支援給付交付金事業（継続：こども未来課）
・ 妊婦等包括相談支援事業（継続：こども未来課）
・ こんにちは赤ちゃん教室（継続：こども未来課）再掲
・ 全妊婦を対象とした出産準備教室（新規：こども未来課）
・ 医療機関等との連携した妊産婦支援（継続：こども未来課）
・ 乳幼児健診における食育推進事業（継続：健康推進課）
・ 離乳食教室（継続：健康推進課）
・ 乳幼児健康診査、ちびっこ相談事業、あそびの教室事業（継続：こども未来課）再掲
・ 妊婦・乳児・産婦健康診査等補助、新生児聴覚スクリーニング検査費用補助、新生児オプショナルスクリーニング検査費用補助（継続：こども未来課）
・ 乳児保育、未満児保育、通常保育、土曜保育の実施（継続：こども未来課保育園室）
・ 一時預かり事業（継続：こども未来課保育園室）
・ 産後ケア事業・育児母乳相談等助成事業（継続：こども未来課）
・ 保育園開放事業（のんたん）（継続：こども未来課保育園室）再掲
・ 子育てサークルや支援センターでのイベントを通じた交流機会の創出（継続：こども未来課子育て支援センター）
・ 町内巡回「まちなかタクシー」事業（継続：くらしの安全安心課）
・ 妊産婦の福祉医療費助成（継続：福祉課）

（2）学童期・思春期への支援

■ **現状と課題**

学童時期は、心も体も大きく成長し、生きる力の基にもなる自己肯定感や道徳性・社会性などを育み、集団生活を通して自分の役割や責任感を自覚するとともに、協調性や自主性を身に着けていきます。

そのため、この時期のこどもが失敗も含め、直面した課題に取り組んで達成する成功体験を重ねることで自己肯定感を高めることのできる安全・安心な環境を整えていくことが必要です。

思春期は、性的な成熟の始まりとともに心や体が変化し、自分の内面の世界に気づくとともに、外の世界との関わりの中で自分の存在意義などに思いを巡らせ、アイデンティティ※を形成していきます。また、自分の存在や他者との関係に葛藤したり悩んだりする時期でもあります。他者との関係の中での自己評価は、年代が上がるにつれ低くなる傾向もあるため、この時期のこどもが自己肯定感を高め、生育環境などを理由に自分の進路の選択が制約されることがないように支援することが望まれます。

また、自尊感情に関する 3 つの項目（「自己評価・自己受容」「自己主張・自己決定」「関係の中での自己」）において男性に比べ女性が低くなる傾向があるため、こういった現状を踏まえて 3 つの項目を高めることが必要です。

■ **施策の方向性**

・ こどもにとって、学校が学びの場であるとともに安全・安心に過ごせ、他者と関われる居場所の一つとして、充実した学校生活となるよう取組を継続できるよう、連携を図っていきます
・ 学校と行政で情報共有を図り、こどもの健やかな心身の発達やアイデンティティ※形成へつながる取組を行います
・ コミュニティ・スクール※と地域学校協働活動※の一体的な推進などにより、地域とともにある学校づくりを推進します
・ 地域や NPO、関係機関等と連携し、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを進めます
・ こども・若者が自らのライフデザイン※を描けるよう、職場体験や社会人との交流、乳幼児と触れ合う機会などを提供し、意識啓発や情報提供を行っていきます
・ 学校・家庭・関係機関等と連携を図り、不登校のこどもへの支援を行います
・ こどもが安心して通学できるよう、通学路の安全確保を図ります
・ こどもが気軽に相談できるような相談支援体制を構築します
・ 行政・学校・地域の連携により、学校と地域の関わりをより充実させていきます
・ 地域や団体等と連携し、不登校のこどもの居場所づくりを検討します
・ 学校・家庭・関係機関等と連携し、こどもの居場所づくりを進めます
・ 不登校のこどもの親の会の設置を検討します
・ 学校や学童クラブと連携し、職員の適正配置や人材確保について情報を共有し、適切な学びへとつなげていきます
・ 多様なつまづきがあるこどもに対して、学校・家庭・関係機関等と連携し、個別対応が必要なこどもへの支援充実を図っていきます
・ こどもの放課後などの学習機会を確保します

■ **取組**

・ こどもの居場所づくり推進事業（継続：こども未来課）再掲
・ こころの相談事業（継続：健康推進課）再掲
・ こども家庭センターにおけるこども相談（継続：こども未来課）
・ こどもの居場所拠点事業（継続：こども未来課）再掲
・ 小学生寺子屋教室・中学生放課後学習によるスタディサポート事業（継続：学校教育課）
・ 放課後児童健全育成事業（継続：学校教育課）

（3）青年期への支援

■ **現状と課題**

この時期は、心理的にも社会的にも発達する時期であり、次の成人期へと移行していくための準備期間として、高等教育への進学や就職といった新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付けるとともに、将来の希望や夢に対して自分の可能性を広げる時期でもあります。また、人生の節目となる出来事（ライフイベント）が重なる時期でもあり、多くの選択や決定が迫られる時期といえます。

アンケートによると、自分の将来について、中学生で 68.2%、17 歳で 77.4%、若者で 70.9%の方が

希望を持っていますが、自分の将来に希望を持てていない方も一定数います。さらに、学校に関する理由や人間関係等で家からあまり出ない状況の若者もいます。

そのため、若者が進学や職業などのライフイベントに対して自分の適性などを踏まえ、選択することができ、その決定が尊重されることが大切であり、それを支援する取組が必要です。また、自分の将来に対して希望の持てる取組を進めていくとともに、ニート・ひきこもりの方への支援も行う必要があります。

結婚に関しては、多くの方が結婚をしたいと考えている一方、職場における条件の改善が必要だと指摘されています。

■ **施策の方向性**

- 就職活動段階では、近隣市町村や県、関係団体と連携し、就職情報の提供やイベント等の開催により、マッチング向上などの支援を行います
- 離職した若者については、早期に再就職できるようハローワーク等と連携し、相談等の支援を行います
- 若者の男女の出会いの機会や場の創出支援を今後も継続し、結婚を希望する若者への支援を行うとともに、広域連携や官民連携などを引き続き行い、より効果の高い取組を推進します
- 若者の結婚に伴う新生活のスタートアップ支援を推進します
- ニートやひきこもりの状態や進路、人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります
- 悩みや不安を抱える若者の心の SOS サインに気づいたときの対処、心の健康や病気、相談支援やサービスについての情報などを周知します
- 町に「ハッピーサポートみのわ」を設け、婚活アドバイザーを配置し、登録者に対し、1 対 1 のきめ細やかな応対による婚活支援を行います。あわせて、婚活力の向上のためのスキルアップセミナーや交流イベントを実施します
- 結婚新生活を応援するため、住宅取得費やリフォーム費用、住居賃借費用や引っ越し費用を補助する施策を展開していきます

■ **取組**

- ひきこもり相談事業（継続：健康推進課）
- ひきこもり家族教室事業（新規：健康推進課）
- 若者人材確保事業（継続：商工観光課）
- 「ハッピーサポートみのわ」事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
- 婚活力アップセミナー及び交流会事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
- 結婚新生活応援スタートアップ補助金事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）

3 子育て当事者に対しての取組

(1) 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

■ 現状と課題

子育てや教育には、それなりの経済的負担が生じますが、例えば教育費の負担のため、理想とするこどもの数が持てない人もいるということも指摘されています。

児童手当などの制度もありますが、地域社会としても負担軽減のための取組を検討していく必要があります。

■ 施策の方向性

- 幼児教育・保育の無償化などの子育てに係る経済的負担の軽減制度について引き続き周知を図り、必要な家庭に対して制度がきちんと利用できるように取り組みます
- こども食堂や寺子屋教室などの活動を行っている団体や地域とも引き続き連携を図り、子育てや教育に係る経済的困難を抱える家庭を相談につなげます
- 子育て当事者の経済的負担が少しでも減る取組について検討します

■ 取組

- 幼児教育・保育無償化（継続：こども未来課保育園室）
- 多子世帯、低所得者世帯保育料等軽減事業（継続：こども未来課保育園室）
- こどもサポートコーディネーター事業（継続：こども未来課）再掲
- こどもの居場所づくり推進事業（継続：こども未来課）再掲
- こどもの居場所拠点事業（継続：こども未来課）再掲
- 18 歳までの福祉医療費の給付（継続：福祉課）
- 乳幼児おむつ用品購入券交付事業（継続：こども未来課）
- 在宅保育応援手当支給事業（継続：こども未来課）
- 出産・子育て応援ギフト（継続：こども未来課）
- 箕輪町出産祝金の支給（継続：こども未来課）
- 児童手当の支給（継続：こども未来課）
- 紙おむつ使用者ごみ袋支給事業（継続：くらしの安全安心課）

(2) 共働き・共育ての推進

■ 現状と課題

一般的に、家庭内の育児の負担が女性に偏っていることが指摘されていますが、近年では共働きの家庭も増えてきています。また、母親の就業形態もフルタイムやパートタイムで産休・育休・介護休暇を取る方が増えてきています。

夫婦の意向も尊重しながら、どちらか一方だけが負担を感じることがないよう、地域社会全体で共働き・共育てが推進できるような雰囲気づくりや取組が必要です。

■ **施策の方向性**

・ 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を推進するために、啓発活動や情報発信を行います
・ 夫婦や家族で家事を分担し合って楽しむ共家事（トモカジ）を広める活動を推進します
・ 女性のための就業お仕事相談窓口を設けたり、女性のための起業セミナーや再就職応援セミナー等の実施を通じて、働く女性を応援していきます

■ **取組**

・ 父になる男性が参加しやすい両親学級の運営（こんにちは赤ちゃん教室）（継続：こども未来課）
・ 父がこどもと遊ぶ場所の提供　子育て支援センターの土日開所（継続：こども未来課）
・ 女性の就業支援事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 共家事（トモカジ）推進事業（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ イクボス・温かボス宣言の推進（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）
・ 職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の推進（継続：多文化共生・男女共同参画推進室）

（3）ひとり親家庭への支援

■ **現状と課題**

箕輪町において、ひとり親家庭は平成 17 年（2005 年）以降減少傾向となっています。また、母子世帯は減少していますが、父子世帯は増加傾向にあります。

ひとり親家庭は相対的貧困率が高いという現状があるだけでなく、仕事と子育ての両方を一手に担わざるを得ないため、いわゆる「時間の貧困※」にも陥りやすいといわれています。

そのため、各家庭の状況に応じ、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われる必要があります。

■ **施策の方向性**

・ 児童扶養手当等による経済的支援の周知を図ります
・ ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズを早い段階で把握できるよう、プッシュ型の相談支援※などを行っていきます
・ ひとり親家庭のさまざまな課題についてワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を構築し、継続していきます

■ **取組**

・ ひとり親等に対する生活相談（継続：福祉課）
・ 児童扶養手当の相談（継続：福祉課）
・ 福祉医療費の給付（継続：福祉課）
・ 公営住宅への入居（継続：建設課）
・ JR 通勤定期乗車券の特別割引（継続：福祉課）
・ 就労支援に関する相談（継続：福祉課）
・ 大学受験料等の補助（新規：福祉課）

（4）地域子育て支援体制

■ 現状と課題

地域内で人と人との関わりが薄れてきている現在、子育て家庭の状況を地域で把握することが難しい状況もあります。一方で、こどもは地域の宝としてこどもに関する取組を行っている地域もあります。

そのため、地域における子育て家庭の状況を把握することに努め、子育て支援につながるような取組についての検討・実施が必要になるとともに、そうした活動への支援も行っていく必要があります。

近年では、核家族化の進展とともに、日常的に祖父母等の親族にこどもをみてもらえる家庭が減ってきています。また、子育てにおいて周りの大人の心の余裕が必要と指摘されている一方、周りから見て余裕がないと感じられる保護者がいることも指摘されています。そういった状況にある保護者に対して、地域全体での支援を行っていく必要があります。

■ 施策の方向性

- 子育て家庭の負担軽減を目的とした公的サービスを利用者が使いやすい制度の構築に努め、またベビーシッター等民間サービスの情報提供に努めます
- 町内各地でさまざまな子育て支援につながる活動をしている子育てサークルや民間団体等と連携し、地域社会における子育て支援を充実していきます
- 高齢者が趣味を通してこどもや子育て当事者と関われる機会を創出します
- 子育てに関する情報について、広く情報提供を行っていきます
- 学童クラブが、児童にとって過ごしやすい環境となるよう、施設及び設備の適正な維持管理に取り組みます

■ 取組

- 子育て世帯訪問支援事業（継続：こども未来課）
- ファミリーサポートセンター事業（継続：こども未来課）
- 一時預かり事業（継続：こども未来課保育園室）再掲
- 病児・病後児保育（継続：こども未来課）
- 子育て短期支援事業（継続：こども未来課）
- 地域子育て支援事業補助金（継続：こども未来課）
- こどもの居場所づくり推進事業（継続：こども未来課）再掲
- 全国こども会安全共済加入事業（継続：文化スポーツ課）
- 箕輪町青少年健全育成推進協議会によるあいさつ運動（継続：文化スポーツ課）

第6章 こどもまんなかまちづくりに向けて

1 こども・若者の意見聴取と反映

こども基本法※には、第 3 条の基本理念において、全てのこども・若者がその年齢及び発達の程度に応じた意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること、こども・若者の意見を尊重しその最善の利益を優先して考慮することが明記されています。

また、第 11 条では、こども施策を策定、実施、評価するにあたり、こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう義務付けています。

こども基本法（令和四年法律第七十七号） 抜粋

第三条（基本理念）

一・二 （略）

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五・六 （略）

第十一条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども大綱※では、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことがこども施策の基本的な方針の 1 つとされており、こども施策を推進するために必要な事項としても、「こども・若者の社会参画・意見反映」が挙げられています。その中では、こども・若者の意見を聴いて施策に反映することやこども・若者の社会参画を進めることについて 2 つの意義が示されています。

① こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こども・若者の意見を施策に反映させることは、よりよい社会づくりにつながり、こども・若者の地域社会

への愛着を育むことも期待されています。また、社会参画が自己肯定感や自己有用感、主体性の向上につながり、時代の担い手を育むことにつながります。

このように、こども・若者とともに社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。また、こども・若者の意見が形だけで終わらないよう、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、広く発信することで、施策の質を向上させるとともに、こども・若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出していくことが必要です。

そのため、町ではこども会議を継続的に実施するほか、会議で出された意見に対してのフィードバックや説明を行っていきます。

また、町の施策へ反映するために、こども会議において出された意見を施策として提言できる機会を創出していきます。

2 こども・若者の居場所づくり

人は人とのつながりの中で生きており、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素です。そのため、居場所がないことは人とのつながりが失われ、孤独や孤立と深く関係する重大な問題となり得ます。

近年では、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難となっています。また、共働きやひとり親家庭が増加傾向にあり、子育ての孤立化が懸念されています。

また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境も厳しくなっていることが指摘されている中、価値観の多様化や文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれており、国や様々な地域では居場所づくりが進められています。

令和 5 年（2023 年）12 月 22 日に、国はこどもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等についての考え方を整理した「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。

こどもの居場所づくりに関する指針では、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する」ことを理念としています。

また、こども大綱※においては、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが示されており、全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であるとされています。

こども基本法※において、市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられており、こどもの居場所づくりについてもこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

箕輪町においても、NPO 法人や地域の活動団体を中心にこども食堂等、こどもの居場所づくりがされています。また、みのわ BASE のように、施設オープン後に多くのこどもが訪れる場所となっている施設もあります。

今後も、居場所やさまざまな主体への支援、連携・協働等により、こどもが安全に安心して過ごせる場所を提供できるように努めていきます。

3 庁内の連携体制の構築

町として「こどもまんなかまちづくり」を推進するためには、関係する課との連携や情報共有が必要であるとともに、横断的な施策が必要になる場合もあります。

そのため、こども家庭センターを核とし、庁内で連携できる体制を構築するとともに、最適な支援を行えるよう努めていきます。

4 個人・地域・さまざまな主体の取組や連携

箕輪町では、各区における学校の長期休暇中の学習支援・各種行事をはじめ、団体によるこども食堂や居場所づくり、事業所によるイベントの実施や子育てのための制度の実施など、さまざまな主体がこども・若者のための取組を行っています。

こどもまんなかのまちを目指すには、私たち一人ひとりがそうした取組について関心を持ち、取組への参加や支援を行うほか、必要に応じた新たな取組について考えていくことも大切です。

こども・若者が成長していく中でしっかりと愛着形成ができ、自尊感情を高めていけるよう、子育て当事者が普段の生活の中で心掛けたり、周囲の大人がこども・若者向けの行事や取組に参加・協力することもその一つといえます。

また、個々の取組だけではなく、さまざまな主体が連携することが必要です。そのため、これまで築かれてきた連携について見直すとともに、組織や体制のネットワーク化やサテライト化などによる連携の充実を目指します。

そうした連携について、情報の共有や協働体制の構築を図るほか、上位計画や関連計画も視野に入れ、新たな連携の構築について多様な主体も参加できる機会を創出し、検討を行っていきます。

■ 個人や地域での取組の方向性

(1) 個人での取組の方向性

こどもが自分の意思をもって心も体も成長していけるよう、こどもの思いに寄り添いながら、あるべき姿を目指します。

- こどもが自分のことを自分で決める機会を増やす
- こどもの声、話を聴き、一緒に過ごす時間をもつ・増やす
- こどもの「やってみたい」を実現する(体験)　など

＜取組や参加の参考＞

- こども食堂への参食材・物資を寄付する
- こども・若者の権利についての講座などに参加する
- 町や区、団体などの取組について情報発信を行う
- 隣近所で声を掛け合い、顔の見える関係性をつくる
- 地区行事や見守り隊などに協力・参加する　など

（2）地域での取組の方向性

こどもや若者・子育て家庭が地域の活動を通して社会とのつながりを感じることができ、地域に愛着をもって過ごせるよう、地域の実情に合わせて取組の推進を目指します。

＜取組や参加の参考＞

- 公民館や寺子屋教室などの地域と連携した伝統行事の継承や学習支援を継続していく
- 地域や区・公民館と連携したこどもも参加できる行事・イベントを開催する
- 企業と連携して子育て家庭に係る行事・イベントを開催する
- 地域活動や企業において、子育てを支援する取組を行う　　など

第7章 第３期子ども・子育て支援事業計画

１ 箕輪町子ども・子育て支援事業計画における事業体系

（1）幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前児童の教育・保育の需要に対して提供体制の確保を行います。教育・保育の需要は、就学前児童がいる保護者に対するアンケート調査をもとに算出した必要量の見込みに基づき、必要利用定員を確保します。

（2）地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援事業の展開を図ります。

子ども・子育て支援法で定められている事業について、町は以下の事業に取り組みます。

① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 乳児家庭全戸訪問事業
④ 養育支援訪問事業
⑤ 子どもを守る地域ネットワーク※機能強化事業
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）
⑧ 一時預かり事業
⑨ 延長保育事業
⑩ 病児保育事業
⑪ 放課後児童健全育成事業
⑫ 産後ケア事業
⑬ 子育て世帯訪問支援事業
⑭ 児童育成支援拠点事業
⑮ 親子関係形成支援事業
⑯ 乳児等通園支援事業（令和７年度限り）

2 教育保育事業

町内には７つの公立保育園があり、保護者の就労や疾病などの理由から保育の必要性が認められる場合に保育を提供しています。

教育を希望する児童については、町内に認定こども園・幼稚園がないため町外の施設を利用する児童について施設型給付を実施することにより施設利用の支援を行っています。

(1) 1 号認定(3 歳以上で幼児教育を希望)

実績数　　単位:人

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度(見込)
28	18	27	24	29

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		28	26	26	24	25
確保方策	認定こども園・幼稚園	28	26	26	24	25
過不足		0	0	0	0	0

(2) 2 号認定(3 歳以上で保育が必要)

実績数　　単位:人

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度(見込)
570	552	570	544	509

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		479	440	441	416	425
確保方策	保育園	479	440	441	416	425
過不足		0	0	0	0	0

(3) 3 号認定(3 歳未満で保育が必要)

■ **0 歳**

実績数　　単位:人

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度(見込)
38	38	33	40	41

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		44	44	43	43	43
確保方策	保育園	44	44	43	43	43
過不足		0	0	0	0	0

■ **1･2 歳**

実績数　　単位:人

R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度(見込)
188	179	160	169	181

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		205	212	211	210	209
確保方策	保育園	205	212	211	210	209
過不足		0	0	0	0	0

(4) 教育・保育の提供体制

■ 施設等

町内の公立保育園 7 か所にて 2 号・3 号認定の受入れを進めます。令和 4 年度(2022 年度)から、木下北保育園と木下南保育園を統合した木下保育園が開園され、ニーズの高まっている乳児保育や未満児保育の利用定員の確保を図っています。

また、教育を希望する保護者に対しては、町外の認定こども園、幼稚園利用者について施設型給付を実施することで支援を継続します。

保育園定員数　　単位:人

保育園名	令和 6 年度
沢保育園	170
長田保育園	90
上古田保育園	90
松島保育園	200
木下保育園	200
三日町保育園	60
東みのわ保育園	120
合計	930

■ 保育士等の確保

箕輪町では、3 歳未満児の家庭的な保育の提供を考慮し、1 歳児にかかる保育士配置基準を国の配置基準よりも手厚い配置としています。また、3 歳未満児保育の利用希望の増加や、支援の必要な園児が増える傾向から加配保育士の配置など、保育人材の確保が課題となっています。

会計年度任用職員を含めた保育士の処遇改善を図るとともに、令和 5 年度(2023 年度)からは、保育士資格等を持たない職員への資格取得支援事業を整備し、保育士資格等の取得について助成を行っています。

令和元年度(2019 年度)に導入した保育業務支援システムをさらに活用し、保育業務の効率化を進めることで保育士業務負担軽減を図るとともに、人材育成のための研修を充実することで、保育の質向上に必要な人材の確保に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

■ 提供区域

町内全域

■ 現在の実施状況・課題

妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」として平成 28 年度(2016 年度)から役場内に「こども相談室」を設置しました。また平成 29 年度(2017 年度)に同こども相談室に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待防止のための取組を実施してきました。さらに令和5年度(2023 年度)からは、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、こども家庭センターとして妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する支援とこどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を一体的に切れ目なく提供しています。

また、こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援に係る情報提供や相談・助言・関係機関との連携を子育て支援センターいろはぽけっとにて実施しています。多くのこどもや保護者が安心して楽しく利用できる場所として、相談機能の充実を図っています。

こども相談室(R5 からはこども家庭センター)年間相談件数　(延べ件数)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
面接相談	295	129	245	222	248
電話相談	411	488	602	639	784
合計	706	617	847	861	1032

子育て支援センターいろはぽけっとの利用状況　(延べ人数)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	8,483	5,569	6,057	7,018	8,631

※令和 2 年度から令和5年度 4 月までは、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、利用制限あり。

■ **今後の方向性・目標事業量**

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師・社会福祉士、保育士、助産師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

量の見込み及び確保方策

			R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	こども家庭センター	設置個所数	1	1	1	1	1
	妊婦等包括支援事業	妊娠届出数	150	149	149	148	147
		1組当たり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
		面談実施合計回数	450 回	447 回	447 回	444 回	441 回
	子育て支援センターいろはぽけっと	実施個所数	1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター	設置個所数	1	1	1	1	1
		面談実施合計回数	450 回	447 回	447 回	444 回	441 回
	子育て支援センターいろはぽけっと	実施個所数	1	1	1	1	1
		延べ利用者数	8,000 人	8,000 人	8,000 人	8,000 人	8,000 人

（2）地域子育て支援拠点事業

■ **提供区域**

町内全域

■ **現在の実施状況・課題**

子育ての不安感や負担感の軽減、子育ての孤立化を防ぐための子育て支援拠点として、「箕輪町子育て支援センターいろはぽけっと」を運営しています。平成 28 年（2017 年）7 月からはイオン箕輪店内に連携型施設として「みのわ～れ」を開設し、現在 2 か所を運営しています。

「みのわ～れ」の開設により、利用者数は増加していますが、アンケートでは、子育て支援センターを利用していない親子もいることから、さらに子育て世帯のニーズに沿った事業展開が求められています。

■ **事業内容**

・子育て中親子の交流の場の提供と交流の促進
・子育て等に関する相談、援助の実施
・地域の子育て関連情報の提供
・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

年間利用者数　　単位：人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
いろはぽけっと	8,483	5,569	6,057	7,018	8,631
みのわ～れ	8,339	3,214	3,332	2,979	3,879
合計	16,822	8,883	9,389	9,997	12,510

■ **今後の方向性・目標事業量**

今後も 2 か所の子育て支援センターを中心に、地域の子育て支援拠点として事業を実施します。子育て家庭を孤立させないために、情報発信や相談体制の拡充、利用者のニーズの応じたイベントの実施をします。

令和 7 年度（2025 年度）には、「箕輪町子育て支援センターいろはぽけっと」の園庭を改修し、子育て中の親子にとって魅力のある施設を目指します。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

■ 提供区域

町内全域

■ 現在の実施状況・課題

生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

利用者数　　単位：人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年間利用者数	172	141	164	136	149

■ 今後の方向性・目標事業量

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭訪問をし、育児等に関する相談や子育てに関する提供等を、引き続き保健師等を中心に相談支援を行います。

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		150	149	149	148	147
確保方策	実施体制（人）	5	5	5	5	5
	実施機関	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター

（4）養育支援訪問事業

■ 提供区域

町内全域

■ 現在の実施状況・課題

養育支援が特に必要な家族に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援を行う事業です（相談支援、育児・家事援助など）。また、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、関係機関と連携を図り、支援をしています。

訪問件数　　単位：件

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年間訪問件数	21	103	85	108	152

■ 今後の方向性・目標事業量

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育に支援が必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適切と認められる児童とその保護者または出産後の養育について支援が必要と認められる妊産婦に対し、保健師等が訪問により養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行い、保護者の養育能力の向上を目指します。

また、支援を必要と認められる児童及びその保護者が孤立することなく、安心して日常生活が過ごせるよう、保健師等専門職は地域の関係機関と連携を図り、支援を行います。

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
確保方策	実施体制	3人	3人	3人	3人	3人
	実施機関	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター	こども家庭センター

(5) 子どもを守る地域ネットワーク※機能強化事業

■ 提供区域

町内全域

■ 現在の実施状況・課題

要保護児童※対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク※)の機能強化を図るため、箕輪町子育て支援ネットワーク協議会を設置し、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

箕輪町では、箕輪町子育て支援ネットワーク協議会を年数回開催し、関係機関の連携強化及び支援・見守りが必要な家庭の情報共有を行い、要保護児童※への必要な支援を行えるよう関係機関との連絡を取りながら、虐待防止への対応を行っています。

■ 今後の方向性・目標事業量

箕輪町こども家庭センター職員が核となり、医療機関、子育て支援センター、保育園、学校等公的機関のほか、地域で子育て家庭を見守る関係機関と密に連絡を取り、支援を必要とする家庭の児童及び保護者の養育を見守り、支援します。

箕輪町子育て支援ネットワーク協議会(要保護児童※対策地域協議会)に調整機関職員の専門性向上のため、こども家庭ソーシャルワーカー※配置を目指します。

(6) 子育て短期支援事業

■ 現在の実施状況・課題

保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(原則として 7 日以内)です。

子育て短期支援事業は、児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、養育里親などに委託しています。

近年、利用者数が増加していますが、利用家庭は増加しておらず、一家庭の利用回数が増加しています。

延べ利用者数　　単位:人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年間利用者数	2	2	28	58	71

■ 今後の方向性・目標事業量

保護者や家庭の状況により、保護が必要な児童に対して確実な利用ができるように委託先の確保を実施していきます。

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(延べ人数)		70	70	70	70	70
確保方策	利用延べ人数	70	70	70	70	70
	施設数	4	4	4	4	4

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポートセンター事業)

■ 現在の実施状況・課題

乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者を対象として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(まかせて会員)の相互援助活動(子どもの預かり、送迎など)に関する連絡や調整を行う事業です。

年間利用者数は減少傾向ですが、利用家庭数は微増傾向にあります。有償の援助活動であるため、経済的な理由で利用に至らない家庭もあることから、おねがい会員がより利用しやすくなるような事業展開が求められます。

延べ利用者数　　単位:人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年間利用者数	0	0	78	65	55

■ 今後の方向性・目標事業量

令和 6 年度(2024 年度)から、伊那定住自立圏子育て支援事業としてのファミリーサポーター養成講座を年に 2 回開催することで、まかせて会員の増加を図っています。まかせて会員数を確保しながら、送迎も含めた預かりなど保護者のニーズに対応した支援を行っていきます。

また、経済的な理由で利用を躊躇してしまうことがないよう、利用助成金制度の見直しを実施していきます。

量の見込み及び確保方策

年間利用者数		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(延べ利用人数)		20	20	20	20	20
確保方策	延べ利用人数	20	20	20	20	20
	実施事業所数	1	1	1	1	1

（8）一時預かり事業

■ 現在の実施状況・課題

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育園や地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、町では、沢保育園や子育て支援センターいろはぽけっとにおいて実施しています。

	利用定員	預かり時間	特記事項
沢保育園	6 人	7:30～18:30	給食提供あり
いろはぽけっと	3 人	9:00～16:00	左記時間のうち、3 時間以内

延べ利用者数　　単位：人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年間利用者数	336	275	249	153	147

■ 今後の方向性・目標事業量

引き続き担当の保育士を配置し、保護者の利用希望に沿ったサービスの提供を行えるよう努めていきます。

量の見込み及び確保方策

一日平均利用者数		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		3	3	3	3	3
確保方策	利用定員	9	9	9	9	9
	実施事業所数	2	2	2	2	2

（9）延長保育事業

■ 現在の実施状況・課題

現在、町内全保育園において、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 11 時間の標準時間保育を行っており、延長保育は実施していません。町内保育園での通常保育時間以降の長時間保育（午後 4 時以降）について保育人材の確保が困難であるのが現状です。

職場への通勤時間や勤務時間等の関係で町内保育園での保育実施が困難な方については、保育所広域利用により対応しています。

■ 今後の方向性・目標事業量

引き続き現状での標準時間保育の確実な実施を継続しつつ、保護者の利用ニーズを把握し、適正な実施体制の確保に努めます。

(10) 病児保育事業

■ 現在の実施状況・課題

1 歳から小学校 6 年生までの児童が病気で集団的保育ができない場合、病院や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

平成 23 年度(2011 年度)から上伊那医療生活協同組合に、また、平成 30 年度(2018 年度)からは伊那中央行政組合に委託をし、病気治療中または回復期にある児童を一時的に預かる「病児・病後児保育」を実施しています。

場所	・上伊那医療生協病院敷地内　病児保育室「いちごハウス」 ・伊那中央病院敷地内　病児保育室「あるぷす」
対象児童	・町内在住の 1 歳から小学 6 年生までの児童
利用時間	・月曜日から金曜日　午前 8 時から午後 6 時まで
利用料金	・1 人 1 日 3,000 円(4 時間までは 1,500 円) ・町保育園園児は無料

延べ利用者数　　単位:人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
いちごハウス	672	156	280	219	489
あるぷす	47	0	2	6	19

■ 今後の方向性・目標事業量

就労する保護者にとっては需要の高い事業となっているので、引き続き 2 事業者に事業を委託していきます。

併せて、保護者が病気等の児童を家庭で保育できるようにするために、町内企業等に対して、従業員が子の看護休暇を容易に取得しやすくなる労働環境の整備を求めていきます。

量の見込み及び確保方策

一日平均利用者数		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		700	690	680	670	665
確保方策	延べ人数	700	690	680	670	665
	実施事業所数	2	2	2	2	2

(11) 放課後児童健全育成事業

■ 現在の実施状況・課題

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

平日のほか、土曜日、夏休み等の学校長期休業中にも実施しています。箕輪町内すべての小学校 5 校に学童クラブを開設し、支援員を配置して運営しています。学童クラブの利用児童数の推移は、ほぼ横ばいとなっています。

対象児童	・町内の小学校に在籍する小学生
開設日時	・授業日　下校時刻から午後 6 時 30 分まで ・授業日以外　午前 8 時から午後 6 時 30 分まで
利用料金	・月額 3,000 円

利用登録者数　　単位:人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
中部教室	172	186	193	193	185
北部教室	159	155	128	131	122
東部教室	43	34	39	33	44
南部教室	39	33	38	43	34
西部教室	43	36	43	34	41
合計	456	444	441	434	426

■ 今後の方向性・目標事業量

年々学童クラブの利用児童が増えてきているなか、今後も引き続き児童が放課後を安全・安心に過ごし、適切な遊び等の活動や生活の場が提供できるよう放課後児童健全育成事業の充実に努めていきます。

また、特別な配慮が必要な児童の受け入れについても学校、保健福祉部門との連携をとりながら、加配支援員の配置や研修などを実施していきます。

量の見込み及び確保方策

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		358	357	341	343	315
確保方策	登録児童数	358	357	341	343	315
	実施事業所数	5	5	5	5	5

(12) 産後ケア事業

■ 提供区域

町内全域

■ 現在の実施状況・課題

出産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力をはぐくみ、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するための事業です。上伊那郡内産科医療機関または長野県助産師会にて産後ケア事業を利用することができます。

■ 事業内容

箕輪町に住所のある産後 1 年以内の方が、事前申請により 1 回の出産につき 7 日分まで産後ケア事業を利用できます。

【産後ケアの内容】

・褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージ等を含む)
・褥婦に対する療養上の世話
・産婦及び乳児に対する保健指導
・褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
・育児に関する指導や育児サポート等

■ 今後の方向性・目標事業量

産後ケアを必要とする方が、安心して子育てができる支援体制の確保をしていくとともに、退院直後の母子に対し、産科医療機関・助産所と連携をし、切れ目なく支援を実施していきます。

量の見込み及び確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(延べ人数)	114	125	125	124	123
確保方策(延べ人数)	114	125	125	124	123

※子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み:産後ケア事業計算式により算出

(13) 子育て世帯訪問支援事業

■ 提供区域

町内全域

■ 現在の実施状況・課題

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー※等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

■ 事業内容

対象家庭を訪問し、①若しくは②又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせて以下の内容を包括的に実施します。

①家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
②育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
③子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談、助言
④地域の母子保健施策・子育て支援施策に関する情報提供
⑤支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

■ 今後の方向性・目標事業量

本事業が必要な家庭を把握し、利用に繋げていくため、関係機関と連携を図っていきます。また、必要な家庭が確実に利用できるように委託先を確保していきます。

量の見込み及び確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（延べ人数）	20	20	20	20	20
確保方策（延べ人数）	20	20	20	20	20

（14）児童育成支援拠点事業

■ 提供区域

町内全域

■ 現在の実施状況・課題

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、こどもの居場所となる拠点を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、家庭とともに児童の養育を支援する目的で、令和５年度（2023 年度）に「こどもの居場所拠点事業」として開設しました。

学校ほか地域の関係機関と連携し、子どもの健全な育ちを支援します。

■ 事業内容

安心して過ごせる安全な居場所を提供し、アセスメントに基づいて必要な以下の支援を提供します。

①基本的な生活習慣の形成

②学習の支援

③他者との交流や生活体験（課外活動）

④食事の提供

⑤保護者への情報提供、相談支援

⑥学校・医療機関・地域団体等関係機関との連絡調整

■ 今後の方向性・目標事業量

養育環境に課題を抱えたまま、相談できないこどもや保護者に対して、この事業を周知するため、学校や関係機関との情報共有の機会を確保し、事業を理解してもらえるよう情報発信を行います。

また、こどもが安心して過ごせる場所となるよう事業従事者の研修を行います。

量の見込み及び確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（実人数）	5	10	10	10	10
確保方策（実人数）	5	10	10	10	10

(15) 親子関係形成支援事業

■ **提供区域**

町内全域

■ **現在の実施状況・課題**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、ペアレント・トレーニングを実施しています。

■ **事業内容**

児童との関わり方や子育てに悩み、不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

■ **今後の方向性・目標事業量**

子育てに悩みや不安を抱えた保護者に対して虐待や不適切な養育の防止のために、ペアレント・トレーニングの受講を促していきます。

量の見込み及び確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(実人数)	15	13	13	13	13
確保方策(実人数)	15	13	13	13	13

(16) 乳児等通園支援事業(令和 7 年度限り)

■ 現在の実施状況・課題

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件等を問わず柔軟な保育園利用を可能とし、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会、年齢の近いこどもと触れ合うことでこどもの心身の健やかな成長・発達に資することを目的とする事業です。

令和 6 年度(2024 年度)に、町では、木下保育園で試行的に独自事業として実施しています。

	利用定員	預かり時間	特記事項
木下保育園(試行)	3人	9:00～16:00	月利用上限 10 時間 保護者同行通園も可能

■ 今後の方向性・目標事業量

国では、令和 6 年度(2024 年度)に試行実施、令和 7 年度(2025 年度)に制度を整備後、令和 8 年度(2026 年度)から本施行予定となっています。

令和 6 年度(2024 年度)試行状況、国の制度詳細決定を受けて、こどものより良い育ちに資する環境整備を進めるため実施について検討していきます。

量の見込み及び確保方策

一日平均利用者数		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策	利用定員	3	3	3	3	3
	実施事業所数	1	1	1	1	1

第8章 計画の推進・管理

1 計画の推進体制

こどもや子育て家庭に対するそれぞれの役割を理解し、お互いに連携・協働・意見の反映を行うことで、こどもの成長を支える地域社会の実現に向けて推進します。

■ 町（役場・教育委員会等）

・ 多様なニーズに応じた切れ目のないこども・子育て支援施策を推進します。
・ 保護者・こどもの交流の機会や居場所等の確保に努め、地域住民及び関係団体が実施するこども・子育て支援活動を支援します。
・ 町民等の関心と理解を深め、安心して子育て等をできるようにするため、条例の趣旨や支援施策について広報等を行います。

■ 保護者・家族

・ こどもの最善の利益を考慮しながら、成長に応じた子育てを行います。
・ 子育ては家庭全体で取り組むものと認識し、こどもにとって安心して生活することができる家庭環境を整えます。
・ 不安や困難等に直面したときは、周囲に相談し、必要な支援や協力を受けることを心掛けます。

■ 地域住民（企業等も含む）

・ 安心して生活することができる地域づくりを行います。
・ 子育て家庭がこどもとの関わりを深められるよう考慮します。
・ こどもが成人しても地域に愛着を持ち、関わり続けられるよう、地域への理解や相互に楽しめる地域活動への参加を促します。
・ こどもの意見や行動に関心を持ち、自らが模範を示しながら、共に学んでいきます。

■ 学校・保育園等

・ こどもの成長に応じ、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、支援します。
・ こどもや子育て家庭に寄り添い、自分の意見や困難に思うことを気軽に発信できるよう考慮し、安心できる場所にします。
・ 積極的に町及び関係団体等と情報共有等の連携を図ります。

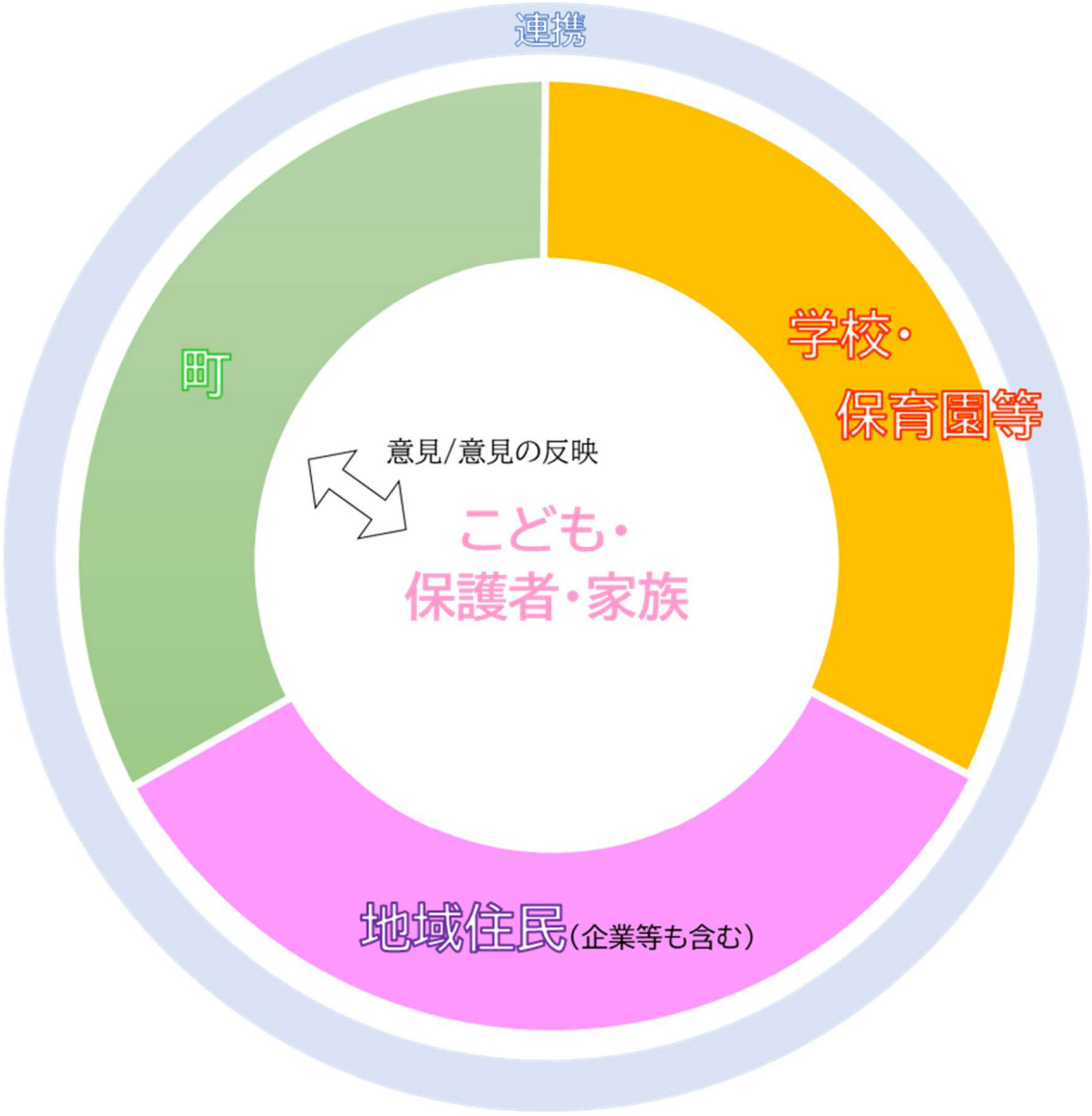

図 7-1 推進体制のイメージ

2 計画の進捗管理

本計画に基づいて実施した施策について評価を行い、その内容を公表します。また、「箕輪町こども・若者審議会」等の合議制の機関に意見を聴くほか、町民の皆さんから広く意見を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。

用語解説

・ 合計特殊出生率
15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。（厚生労働省）

・ ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。（こども大綱）

・ こども基本法
こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。（令和 4 年 6 月成立、令和 5 年 4 月施行）
日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とされている。（こども家庭庁）

・ こども大綱
こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱。（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）（こども家庭庁）

・ こどもまんなか社会
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。（こども大綱）

・ 心理的虐待（DV）
児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な態度、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など）（児童虐待防止法）

・ 身体的虐待
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（児童虐待防止法）

・ 意見を表明する権利
自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとされている。（こどもの権利条約）
こども大綱では、こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進め

ることには、大きく2つの意義があるとしている。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。（こども大綱）

・ ヤングケアラー

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。（こども大綱）

・ 性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のこと。（内閣府男女共同参画局）

・ プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すこと。（こども大綱）

・ こどもの貧困の連鎖

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼす。これを貧困の連鎖といい、貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要とされている。（こども家庭庁）

・ ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

今後、人口減少や急速な高齢化が進行する中で、経済や社会の機能を維持・発展させ、質の高い国民生活を実現していくには、国民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境整備が不可欠である。このような社会の実現に向けて、社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応を「社会的包摂」という。（厚生労働省）

・ こども家庭ソーシャルワーカー

すべての人が生まれながらにして持つ権利を尊重し、その人らしく楽しくしあわせに生きる、生活の場がより豊かになる社会をめざして　人と人、場所、社会のつながりをうみだしていく専門職のこと。（一般財団法人日本ソーシャルワークセンター）

・ 自殺予防教育
自殺予防教育は、「早期の問題認識」と「援助希求的態度の育成」に焦点を当て、①心の危機のサインを理解する、②心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ、③地域の援助機関を知ることを目的としている。（文部科学省）

・ 有害環境対策
青少年を取り巻く社会環境は、発展途上にある青少年の人格形成に強い影響を及ぼしている。青少年の成長に悪影響を及ぼす有害環境から青少年を守るために必要な諸対策のこと。（こども家庭庁）

・ アイデンティティ（※「アイデンティティー」ともいう）
人格における存在証明または同一性。（広辞苑）

・ ライフデザイン
将来、どのような人生を送りたいかについての考え方。学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組はライフデザイン教育といわれる。（こども大綱）

・ コミュニティ・スクール
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。（文部科学省）

・ 地域学校協働活動
地域の高齢者、成人、学生、保護者、TA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。（文部科学省）

・ 時間の貧困
仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭等で、親子で心穏やかに過ごす時間を持てない状態のこと。（こども大綱）

・ プッシュ型の相談支援
サービス側で先回りして適切に情報連携してアプローチする支援形態。
こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。（こども家庭庁）

・ 子どもを守る地域ネットワーク
虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」のこと。（こども家庭庁）

・ 要保護児童
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。（厚生労働省）

・ 養育里親
里親制度のうち、原則 18 歳未満のこどもを、家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、養育する里親のこと。期間は 1 年以内の短期それ以上の長期の場合もある。（こども家庭庁）